

# 平成24年度都道府県・政令指定都市等 日本語教育担当者研修 《 資 料 》

● 実施要項	… 1
● 施策説明資料	
・文化庁文化部国語課	… 3
・文部科学省大臣官房国際課	… 11
・文部科学省初等中等教育局国際教育課	… 13
● 報告資料	… 23
・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について	
● 事例報告資料	… 33
・大阪府教育委員会	… 35
「大阪府における識字・日本語学習推進の取組み」	
・岡山県総社市	… 41
「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業の取組み」	
● 演習資料	… 47
・「地域における日本語教育の体制づくりに向けて」	
● 文化庁からのお知らせ	… 60

平成24年度都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修  
実施要項

平成25年1月23日  
文化部長決定

1 趣旨

我が国に在留し、定住化する外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、日本語能力が不自由であるために社会から排除されないようにするために、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語を習得するための体制を整える必要がある。

そこで、都道府県及び政令指定都市等の日本語教育担当者が一堂に会して、国、地方公共団体及び地方公共団体が設置した国際交流協会等の取組についての情報交換と、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を実施する。

2 開催日時、場所

平成25年2月20日(水) 午前10時30分～午後5時30分

三田共用会議所 大会議室

〒108-0073 東京都港区三田2-1-8

3 主催

文化庁

4 対象

都道府県・政令指定都市・中核市・外国人集住都市会議会員都市の日本語教育担当部署の職員、又は、上記地方公共団体が設置した国際交流協会(※)において日本語教育事業を担当している職員

※ ここで言う国際交流協会とは、以下の団体とする。

(条件)

- ① 地方公共団体が設立した
- ② 地方公共団体が事務局を務める
- ③ 地方公共団体から補助金等を受けている
- ④ 地方公共団体の施設の指定管理を行っている

①～④のいずれかを満たす団体のうち、地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等に関する事業を行う団体。

5 内容(敬称略)

① 開会挨拶

文化庁文化部長 大木 高仁

② 施策説明

○説明者

文化庁文化部国語課長

文部科学省大臣官房国際課企画調整室室長補佐

文部科学省初等中等教育局国際教育課日本語指導係長

早川 俊章

佐々木 邦彦

植村 恭子

③ 報告 「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について」

○報告者

日本語教育小委員会主査

西原 鈴子

④ 事例報告

- 報告者(1) 大阪府教育委員会事務局市町村教育室  
地域教育振興課社会教育グループ主任社会教育主事  
報告者(2) 岡山県総社市人権まちづくり課課長補佐

田中 隆博  
西川 茂

⑤ 演習 「地域における日本語教育の体制づくりに向けて」

- 進行役 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター  
プロジェクトコーディネーター

杉澤 経子

6 日程

10:00 10:30 10:40 11:50 12:30 13:30 15:00 15:15 17:00 17:30

受付	① 開会挨拶	② 施策説明	③ 報告	昼食・休憩	④ 事例報告	休憩	⑤ 演習	閉会
----	-----------	-----------	---------	-------	-----------	----	---------	----

7 その他

- ・本研修の参加費は無料とする。
- ・本研修の参加に係る経費・宿泊費等は各参加者の負担とする。

# 施 策 説 明 資 料

文化庁文化部国語課

# 外国人に対する日本語教育の推進

平成25年度予定額 216百万円  
(平成24年度予算額 243百万円)

## 審議会における検討

### ○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」（平成22年5月）、②「カリキュラム案活用のためのガイドブック」（平成23年1月）、③「教材例集」④「日本語能力評価」（平成24年1月）を取りまとめ。平成25年2月、⑤「日本語指導力評価」及び⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」を取りまとめ。

平成25年度以降は、①～⑥について周知・活用を図るとともに、⑥を踏まえた個別の課題の検討を行う。

## 具体的な事業の実施

### 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

164百万円（195百万円）

#### ○地域日本語教育実践プログラム ・「標準的なカリキュラム案」等を活用した取組

「標準的なカリキュラム案」等を活用し、地域の実情に応じた日本語教室の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

#### ・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

#### ○地域日本語教育コーディネーター研修

日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者を対象に研修を実施

#### ○地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

### 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

34百万円（32百万円）

条約難民及び第三国定住難民に対して、定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成25年度からは、第三国定住難民に対し、定住先の自治体と連携を図った継続的な日本語教育を新たに実施

### 日本語教育に関する調査及び調査研究

5百万円（5百万円）

#### ○諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究

平成23年度 韓国, 中国, 台湾

平成24年度 カナダ, オーストラリア

平成25年度 ドイツ, フランス

#### ○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

### 日本語教育研究協議会等の開催

9百万円（2百万円）

#### ○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等の普及・活用のため、ハンドブックを作成するとともに例年の開催地である東京に新たに全国3地域を加え協議会を開催

#### ○都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

### 省庁連携日本語教育基盤整備事業

4百万円（9百万円）

#### ○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムを運用・データ追加

#### ○日本語教育推進会議等

##### ・日本語教育推進会議

(参加団体) 28団体, 下記の7府省

##### ・日本語教育関係府省連絡会議

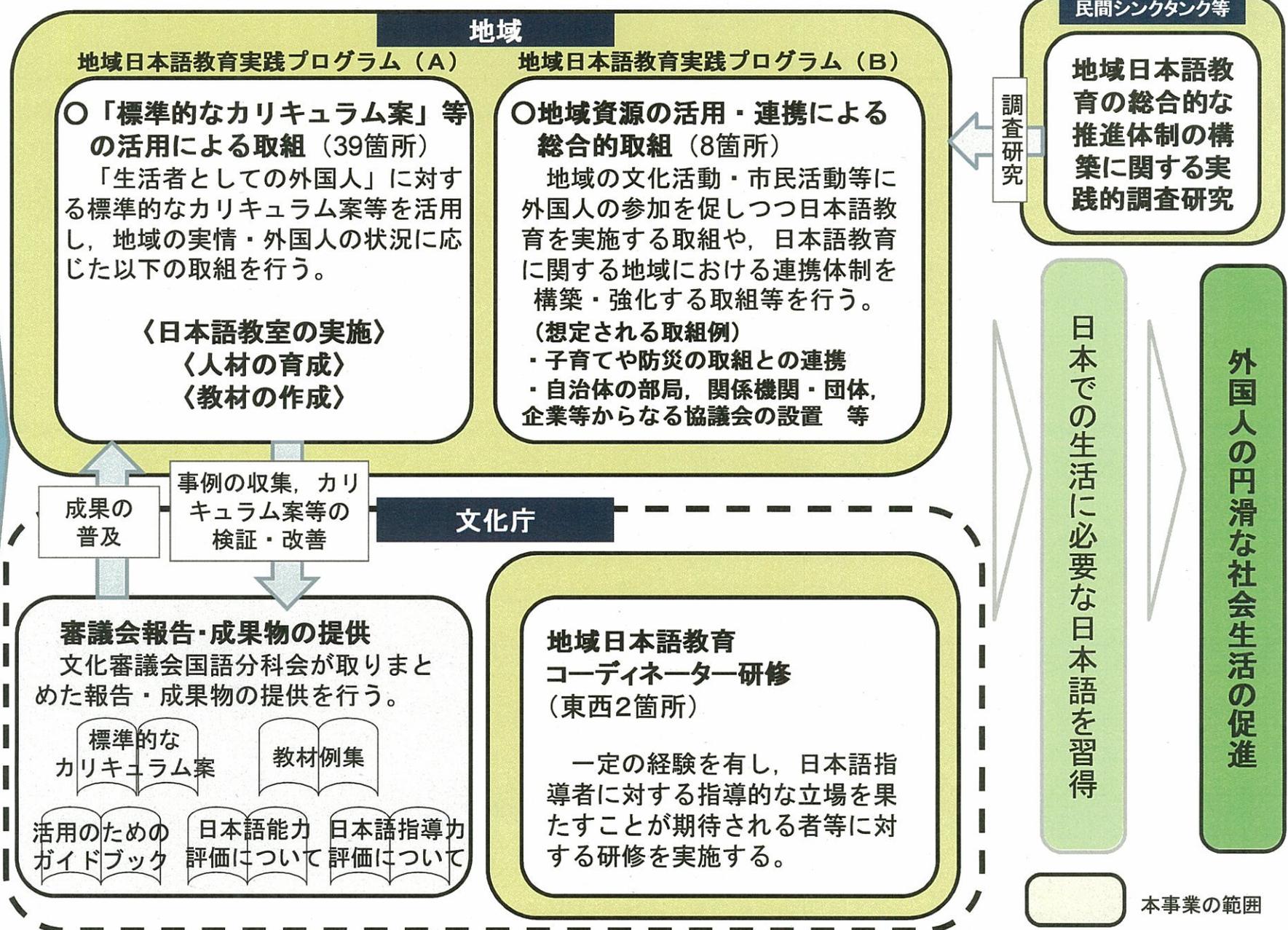
(参加団体) 内閣府, 総務省, 法務省, 外務省, 文科省, 厚労省, 経産省

# 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成25年度予定額164百万円  
(平成24年度予算額195百万円)

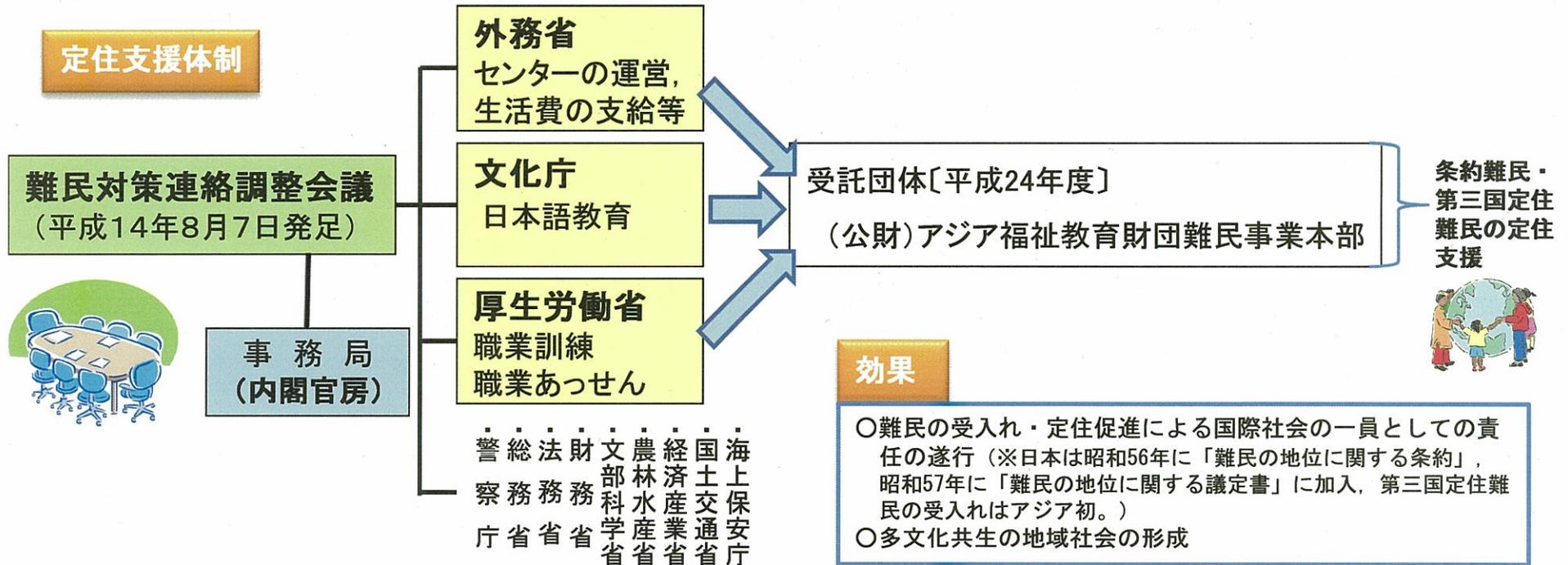
背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(II国の施策)を講じていく必要



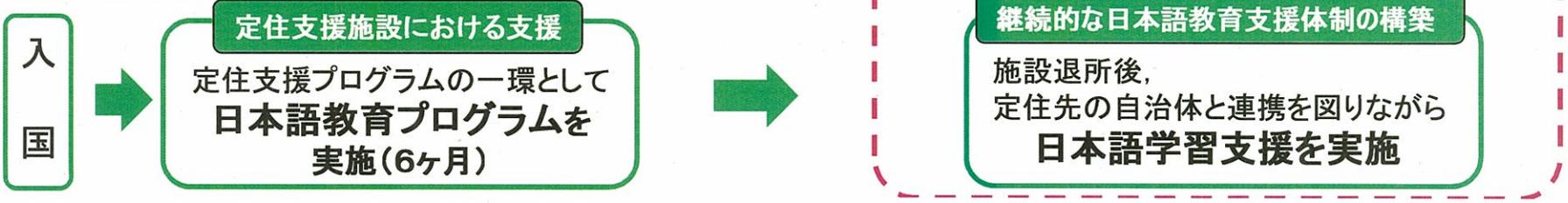
# 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

平成25年度予定額 34百万円  
(平成24年度予算額 32百万円)



<p><b>条約難民</b></p>	<p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。</p>
<p><b>第三国定住難民</b></p>	<p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)</p>

**※第三国定住難民への日本語教育**



## 日本語教育に関する調査及び調査研究 (諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究)

平成25年度予定額 5百万円  
(平成24年度予算額 5百万円)

移民受入の先進国・地域における外国人に対する自国語教育・普及施策等について最新の状況を調査し、定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

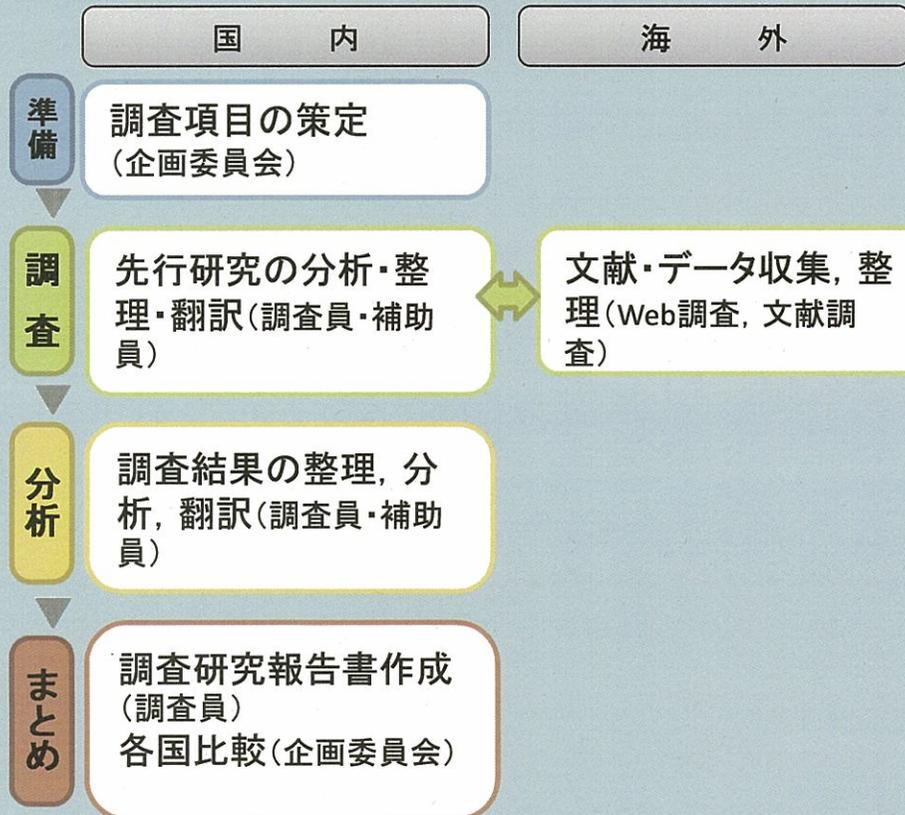
※「諸外国における外国人受入れ施策及び外国人に対する言語教育施策に関する調査研究」(2003年3月)

イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン・オーストラリア・カナダ・アメリカ

※主な自国語教育・普及に関する法律・制度等の制定・改正・見直し イギリス・入国管理5か年計画(2005)ドイツ・新移民法(2007)

フランス・新移民法(2007) オーストラリア・シティズンシップテスト(2007) 韓国・在韓外国人処遇基本法(2007) 中国・孔子学院(2004)

### ■ 調査の流れ (平成25年度)



### ■ 主な調査内容

- ◇外国人受入施策
- ◇公用語・自国語の定義
- ◇外国人に対する自国語教育
- ◇自国語能力試験
- ◇国外への自国語普及
- ◇教員養成システム
- ◇言語教育・研究機関の役割 等

### ■ 全体計画

- ◇平成23年度 韓国・中国・台湾
- ◇平成24年度 カナダ・オーストラリア
- ◇平成25年度 ドイツ・フランス

### ■ ねらい

- ◇我が国における外国人に対する日本語教育に関する効果的な制度設計・施策推進の参考に供する

## 日本語教育研究協議会等の開催

平成25年度予定額  
(平成24年度予算額)

9百万円  
2百万円)

### 事業の経緯・目的

- ・平成2年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、在留外国人は平成2年末の約108万人から平成23年末の約208万人、平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、平成23年には約13万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加
  - ・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
    - ①「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)
    - ②「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」(平成23年1月)
    - ③「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」(平成24年1月)
    - ④「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」(平成24年1月)
    - ⑤「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」(平成25年2月)
- を取りまとめた  
平成25年度は
- ・国語分科会の5つの成果物を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを作成【新規】
  - ・日本語教育研究協議会(東京及び全国3地域【新規】で開催)及び都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修を開催し、これらの成果物及びその活用方法の普及を図り、日本語教育の水準を向上させ、日本語教育の推進に資する

### 日本語教育研究協議会

- 【目的】  
カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進
- 【参加者】  
日本語指導者 等
- 【開催場所】  
例年開催している東京に新たに全国3地域を加え実施。
- 【参加者数】  
東京は約500名。他の3地域は各約100名。
- 【主な内容】
- ・ハンドブックの解説
  - ・パネルディスカッション(カリキュラム案等について)
  - ・「カリキュラム案等」を活用するための演習

### 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

- 【目的】  
日本語教育施策の企画立案能力の向上
- 【参加者】  
自治体の日本語教育担当者
- 【開催場所】  
東京
- 【参加者数】  
約60名
- 【主な内容】
- ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
  - ・ハンドブックの解説

# 省庁連携日本語教育基盤整備事業 (日本語教育コンテンツ共有化推進事業)

平成25年度予定額 4百万円  
(平成24年度予算額 9百万円)

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日・文部科学省)
- Ⅶ 更に検討を要する課題
- 日本語教育の総合的推進
  - ・ 地域における日本語教育の推進体制の充実
  - ・ 日本語教育に関する各種情報の共有化(優良事例の収集等)

- 日系定住外国人施策に関する行動計画(平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議)
- 2. 分野ごとの具体的施策
  - (1) 日本語で生活するために必要な施策
  - ① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等
  - 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)

**現状** 日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。

## 日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

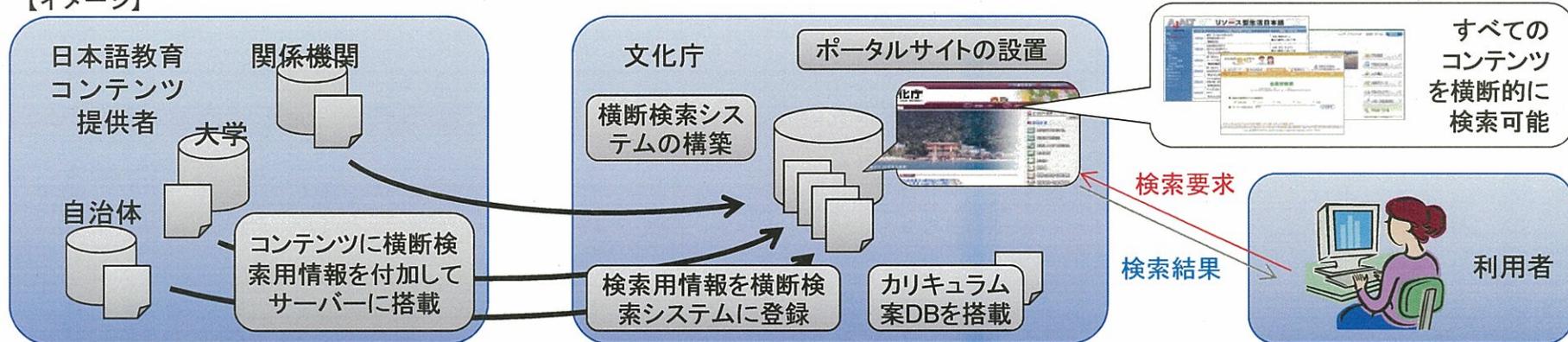
日本語教育  
コンテンツ  
共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書, 団体・人材情報等)を共有し, ①信頼性のある情報を, ②確実に, かつ③効率的に探し出せ, 活用できる仕組みの構築

【スケジュール】



【イメージ】



## 省庁連携日本語教育基盤整備事業 (日本語教育推進会議等)

平成25年度予定額 4百万円  
(平成24年度予算額 9百万円)

**背景**

- 外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。

～政府文書～

●**日系定住外国人施策に関する基本指針**(平成22年8月31日日系定住外国人施策推進会議)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策  
 <日本語で生活するために必要な施策>
- ・ 日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備する。

●**日系定住外国人施策に関する行動計画**(平成23年3月31日日系定住外国人施策推進会議)

2. 分野ごとの具体的施策
- (1) 日本語で生活するために必要な施策
- ① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等
- a 日本語教育機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。

●**外国人との共生社会の実現に向けて(中間的整理)**(平成24年8月27日「外国人との共生社会」実現検討会議)

- IV 当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進について
- (2) 各論
- ①日本語で生活するために必要な施策のあり方  
(主な取組)
- ・ 日本語教育に関する省庁連携基盤整備事業の推進  
 日本語教育・団体及び関係府省が、それぞれの目的に応じて実施している日本語教育について、情報交換を行い、今後の取組の参考に供するため、日本語教育推進会議等を開催する。

●**「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント**

(平成22年5月19日)

- VII 更に検討を要する課題
- 日本語教育の総合的推進
    - ・ 地域における日本語教育の推進体制の充実
    - ・ 日本語教育に関する各種情報の共有化(優良事例の収集等)

「日本語教育推進会議」、「日本語教育関係府省連絡会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。

(※いずれも、文化庁国語課が事務局を担当。)

**対応**

① **日本語教育推進会議**

- ・ 関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)】

② **日本語教育関係府省連絡会議** (日本語教育推進会議設置後は、当会議の開催をもってかえることとしている)

- ・ 関係府省が集まり、日本語教育に関する政府レベルでの取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。【平成22年7月26日(第1回)、9月29日(第2回)、平成23年11月21日(第3回)】

# 施 策 說 明 資 料

文部科学省大臣官房国際課

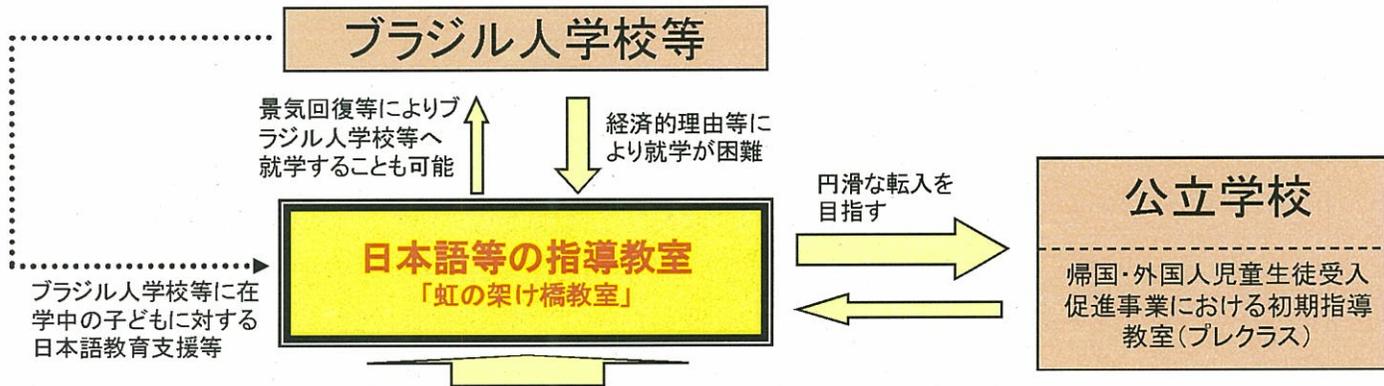
# 定住外国人の子どもの就学支援事業

平成21年度補正予算額:約37億円

## 概要

- ・景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・本事業は、平成26年度まで実施する計画である。

## ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施



○役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。

○対象：義務教育段階の子ども等

○期間：原則6ヶ月程度

○場所：外国人集住都市等において実施

○内容：

・日本語指導等を行う教員等

日本語指導や教科指導

・バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）

ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助

・コーディネーター等

ブラジル人等の子どもの公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

## 文部科学省

拠出金支出

国際移住機関(IOM)  
＜「子ども架け橋基金」の設置＞

①周知・公募

②申請

③審査・採択・委託

## 地方公共団体等(外国人集住都市等)

不就学・自宅待機のブラジル人等の子どもの受入れ  
・日本語等の指導  
・学習習慣の確保



日本語等の指導教室  
「虹の架け橋教室」

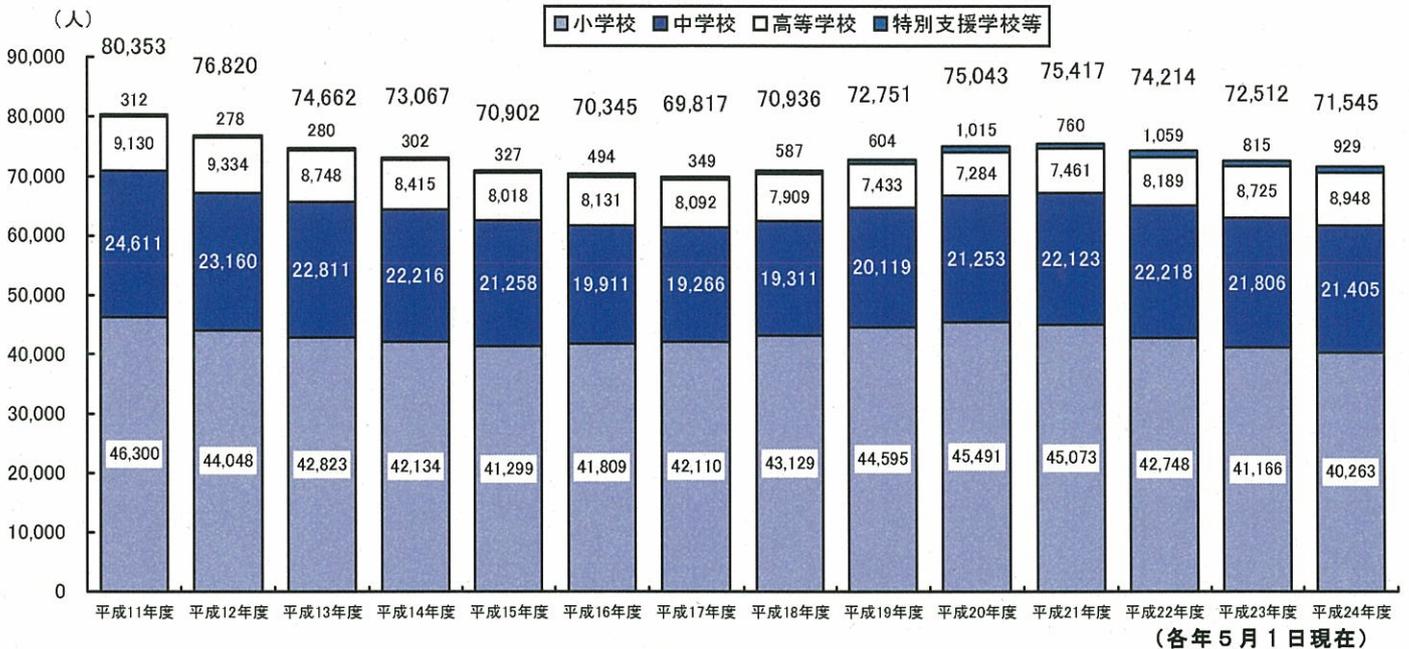


# 施 策 說 明 資 料

文部科学省初等中等教育局国際教育課

# 公立学校に就学する外国人児童生徒数の推移

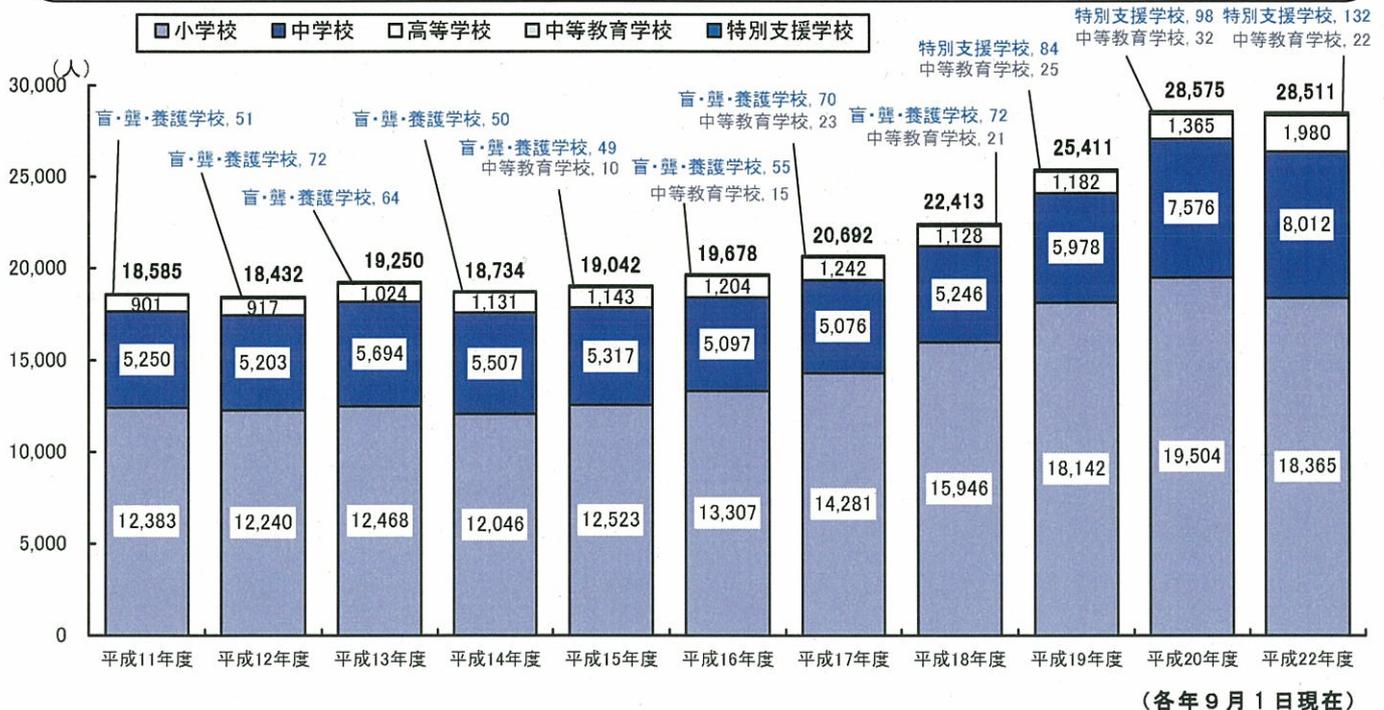
平成24年5月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒は、約7万2千人。近年は減少傾向にある。



出典：文部科学省「学校基本調査」

# 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

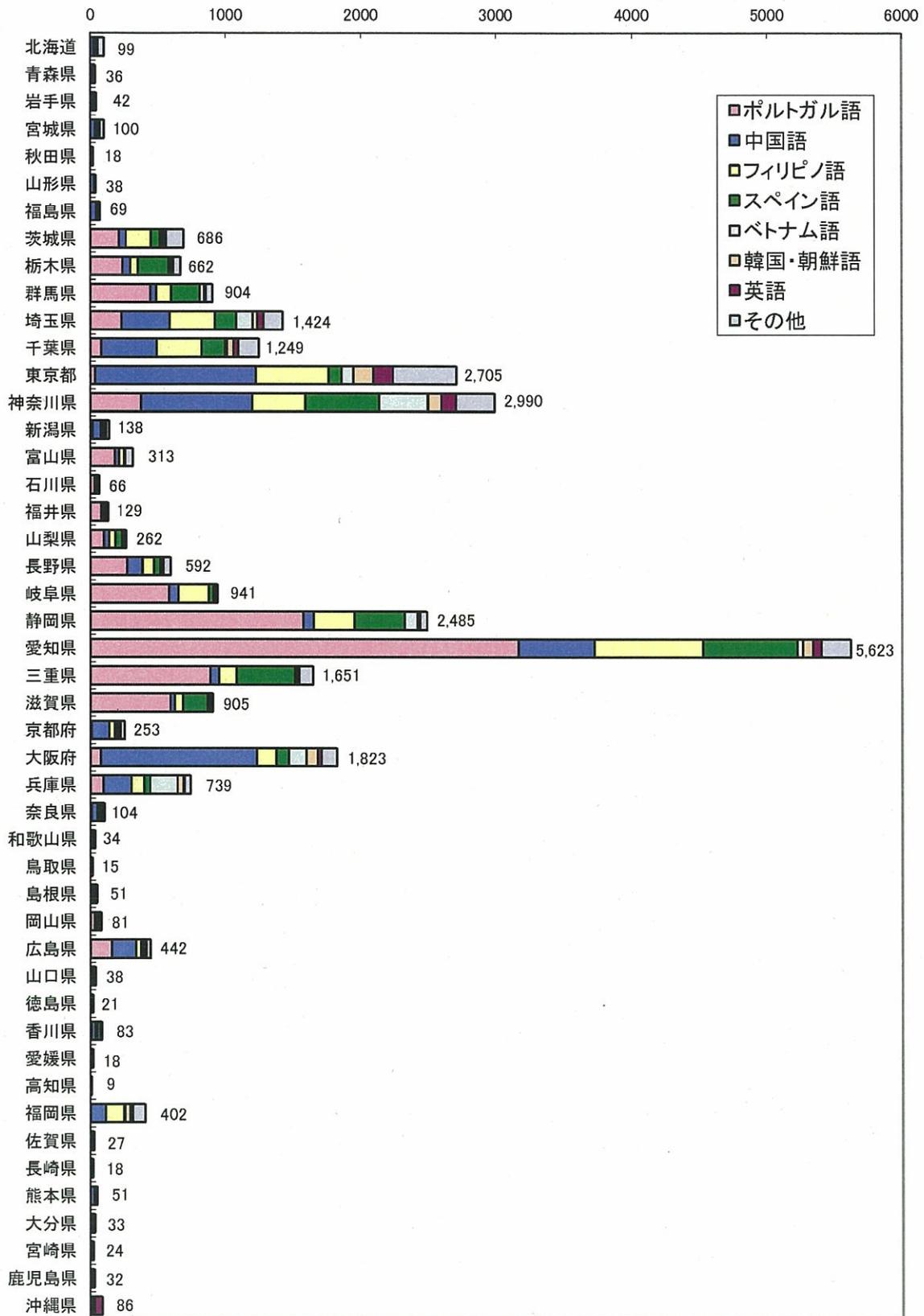
平成22年9月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な者は、約2万9千人在籍しており、調査開始以来最多となった平成20年度調査から若干減少しているものの、ほぼ横ばいである。



※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。  
 ※本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

## 日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況(都道府県別)



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」

## 帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について

### ①外国人児童生徒等への日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

【義務教育諸学校】… 定数から算定される教員の給与費の1/3を国庫負担、2/3を地方交付税措置

(平成24年度予算: 1,385人、平成25年度予算(案): 1,385人)

【高等学校】… 定数から算定される教員の給与費は全額地方交付税措置

(平成24年度予算: 40人、平成25年度予算(案): 40人)

### ②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、110名程度)

### ③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm))

### ④公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業(補助事業)

(平成25年度予算(案): 91百万円)

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

【取組内容例】

- ・公立小・中学校等への就学の機会の保障(就学相談窓口の設置、就学ガイダンスの開催)
- ・公立学校への円滑な受入れ(初期適応指導教室の実施、母語がわかる支援員の派遣)
- ・日本語指導の充実(「日本語能力測定方法」の活用による日本語能力の把握と日本語指導)
- ・指導・支援体制の充実(協議会の開催、帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設置、巡回指導の実施)
- ・進路保障(進路ガイダンスの開催、高校への支援員の派遣) 等

### ⑤研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及

(平成25年度予算(案): 7百万円)

「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」(平成22年度～24年度)の委託事業により開発中であり、24年度末に完成予定の「研修マニュアル」及び「日本語能力測定方法」について普及を図る。

【研修マニュアル】

… 教育委員会が帰国・外国人児童生徒教育に関する研修会を計画する際の参考となるもの。

【日本語能力測定方法】

… 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの。

# 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

平成25年度予算額(案): 91百万円(新規)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

## 背景と課題>

日本語指導が必要な児童生徒の背景の多様化。  
在籍学級の学習活動に参加できる力をつけるための日本語指導の在り方。  
対象児童生徒が少数在籍する地域における、受入・指導・支援体制づくり。

地域人材との連携による、帰国・外国人児童生徒の公立学校における  
**受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくり**  
～ 受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制 ～

### ▶ 公立小・中学校等への就学の機会の保障

- ・就学相談窓口の設置、就学ガイダンスの開催
- ・関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配布)

### ▶ 公立学校への円滑な受入れ

- ・初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- ・日本語指導の補助や、学校理解の一助として学校と保護者をつなぐための母語がわかる支援員の派遣

### ★ 日本語指導の充実

- ・「日本語能力測定方法」の活用による、児童生徒の日本語能力の把握と日本語指導

### ▶ 指導・支援体制の充実

- ・帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設置
- ・域内の公立学校に対する巡回指導の実施
- ・対象児童生徒が少数在籍する地域における、指導・支援体制の構築・充実
- ・地域全体で取組を推進するための、協議会の開催

### ▶ 進路保障

- ・域内の高等学校や公共職業安定所(ハローワーク)等との連携による、進路ガイダンスの開催
- ・高等学校における受入体制づくり(支援員の配置等)

●地域の実情や児童生徒の実態に合わせて、左のメニューから1項目以上の取組を実施する。

●ただし、きめ細かな日本語指導の充実を目指すため、「日本語能力測定方法」の活用により、日本語指導が必要な児童生徒の日本語力を把握し、指導に生かす取組については、必ず実施するものとする。



各地域の取組の実践交流  
(担当指導主事等連絡協議会の開催等)

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒の受入体制・支援体制づくりの推進
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援の一層の充実

# 研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及

平成25年度予算額(案):7百万円(新規)

## 外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22年度~24年度)

### 外国人児童生徒への日本語指導等に関する課題

- 平成7年度の「ようこそ日本の学校へ」以降、学校における外国人児童生徒の日本語指導等に関する標準的なガイドラインがない。
- 学校における外国人児童生徒の日本語指導の目安となる日本語能力の測定方法及びその結果を踏まえた指導方法が開発されていない。
- 外国人児童生徒に対して日本語指導等に携わる教員等の専門的知識や指導経験等が十分ではない。
- 各地域における外国人児童生徒教育についての成果を共有できていない。



### 具体的な事業内容

#### 【3か年(平成22年度~平成24年度)】

##### ○学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発

- ・聞く、話す、読む、書く、の4技能に関する日本語能力の測定方法の開発
- ・日本語能力のレベルに応じた指導法の開発 等

##### ○日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発

- ・教員等の資質向上に向けた研修の充実のため、最新の研究成果をとり入れた、標準的な研修マニュアルを開発(内容例:日本語初期指導、JSLカリキュラムの活用方法 等)

#### 【1か年(平成22年度)】

##### ○日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの作成

- ・外国人児童生徒の指導にあたる教員等が、適応指導や日本語指導を行っていく上で必要な指導内容や指導方法等についてのガイドラインを作成

⇒「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月)を全都道府県・市町村教育委員会等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載



##### ○地域の実践事例の集約と提供

- ・外国人集住都市等が蓄積してきた外国人児童生徒への対応のノウハウや経験を集約し、活用しやすい形で全国に提供

⇒ 情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始



都道府県教育委員会や  
市町村教育委員会等に成果を普及

#### 【平成25年度配付予定】

##### ○学校において利用可能な日本語能力の測定方法

- ・各学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる。
- ・日本語指導が必要な児童生徒数に応じて、各教育委員会に配付し、域内の学校での活用を図る。

##### ○日本語指導担当教員等のための研修マニュアル

- ・各教育委員会が帰国・外国人児童生徒教育に関する研修会を計画する際の参考となる。
- ・冊子を全都道府県及び市町村教育委員会に配付するほか、ウェブサイト上で地域の条件に応じてプログラム案を検索できるサイトを開設予定。

# 外国人児童生徒受入れの手引き

## 【作成のねらい】

外国人児童生徒教育にかかわるそれぞれの立場の方が、どのような取組を行うことが必要かなどを明示することにより、外国人児童生徒に対する支援の継続性を確保するとともに、担当者同士の協力・連携を強化し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図ることを目的として、本手引きを作成し、平成23年3月に発行しました。

外国人児童生徒の  
背景

多くの人の  
外国人児童生徒教育への関わり

外国につながる  
子どもの増加

特定地域から  
全国各地への広がり

出身国の違いなど  
生活・学習背景の多様化

外国人児童生徒  
受入れの手引き



具体的な取組の  
指針の明示

外国人児童生徒教育の  
一層の充実

それぞれの立場ごとの  
役割の明確化

担当者同士の  
協力・連携の強化

支援の継続性の確保

## 【本書の構成】

序章:本書のねらいと構成

第1章:外国人児童生徒の多様性への対応

第2章:学校管理職の役割

第3章:日本語指導担当教員の役割

第4章:在籍学級担任の役割

第5章:都道府県教育委員会の役割

第6章:市町村教育委員会の役割

外国人児童生徒は、出身国・地域やそれまでの学習歴など、一人一人の背景が異なっているため、外国人児童生徒の受入れには、多くの方々の協力が必要です。このことを踏まえ、本書は第2章～第6章のように、それぞれの立場の方の視点で構成しております。

本書により、それぞれの立場の方が、

- ・外国人児童生徒とどのようにかかわるか
  - ・外国人児童生徒の実態を捉えて、どのように実践的な指導を進めるか
  - ・家庭や地域のNPO、ボランティア組織、関係機関とどのようにかかわるか
- などについて、様々なヒントを得ていただくとともに、担当者が代わっても受入れの取組を継続して行っていただけることを期待しています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

外国人児童生徒受入れの手引き

検索



文部科学省

初等中等教育局国際教育課

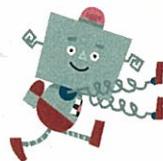


## 目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が帰国・外国人児童生徒に対して、効果的に適応指導、日本語指導を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、帰国・外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。

トップページの  
このアイコンから  
検索してください



教材検索

文書検索

## 検索サイトについて

トップページのアドレス

<http://www.casta-net.jp>

(検索ツールの利用方法については裏面参照)

教材検索の例

## 運用協力機関

「かすたねっと」は文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営主体となり、関西大学総合情報学部（情報検索システムの開発・管理）、国立大学法人豊橋技術科学大学情報メディア基盤センター（サーバーの提供・運用）との連携協力のもとで運用されています。



## 問い合わせ先

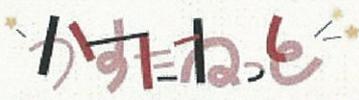
サイト運営に関すること

文部科学省初等中等教育局国際教育課 日本語指導係  
TEL 03-5253-4111 (内線 2035)  
FAX 03-6734-3738  
E-mail [kokukyo@mext.go.jp](mailto:kokukyo@mext.go.jp)

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

教材検索ツール、文書検索ツールでは、それぞれのトップページに表示される「教材区分」「主題」「地域」「言語」といったカテゴリ内の項目を選択しながら候補を絞り込んだり、教材・文書中のキーワードで候補を絞り込んだりすることができます。検索対象(教材、文書)によってツールの表示内容は若干異なりますが、基本操作はどちらの検索ツールでもほぼ同じです。以下では、教材検索ツールを例として検索方法を紹介します。



全国で公開されている多言語の  
**教材検索**

サイトトップ | 利用規約 | このツールについて

選択項目のリセット  検索

**教材区分**

- 日本語指導 294
- 教科指導 200

**学校種**

- 小学校
- 中学校
- 高等学校

**科目種別**

- 国語 14
- 社会, 地理歴史, 公民 53
- 社会 53
- 算数, 数学 139
- 算数 108
- 数学 31
- 理科**
- 生活 2
- 図画工作, 美術, 工芸 2
- 図画工作 2
- 日本語 270

■ カテゴリー項目による検索  
「教材区分」「科目種別」等のカテゴリから、お探しの教材に該当する項目を選択(マウスでクリック)すると、条件に当てはまる教材一覧が表示されます。

「このツールについて」リンクからも使い方の説明をご覧いただけます

- スペイン語 55
- 中国語 29
- 韓国・朝鮮語 16
- 英語 30
- フィリピン語 23
- ベトナム語 12
- タイ語 14

選択項目のリセット

**教材区分**

- 日本語指導 14
- 教科指導 14

**学校種**

- 小学校 7
- 中学校 13
- 高等学校

**科目種別**

- 理科

14種類のデータが見つかりました

区分	科目	教材名	文書数	地域
教科指導	理科	「紫と武蔵の学習帳」第三節 理科編	5	埼玉県
教科指導	理科	「紫と武蔵の学習帳」第三節 解答編	1	埼玉県
教科指導	理科	JSLカリキュラム(中学校編)理科用語対訳一覧	7	全国
教科指導	理科	第4年理科学習指導案	1	兵庫県

教材一覧として表示された教材名をマウスでクリックすると、教材の詳細情報が表示されます。



全国で公開されている多言語の  
**教材検索**

選択項目のリセット

**教材区分**

- 日本語指導
- 教科指導

**学校種**

- 小学校
- 中学校 259
- 高等学校 123

**科目種別**

- 国語 14
- 社会, 地理歴史, 公民 53
- 社会 53
- 算数, 数学 139
- 算数 108

言葉

- 言葉 (42件)
- 言葉カード (2件)
- 話し言葉 (7件)
- 言葉筆算 (3件)
- 書き言葉 (4件)
- 言葉言葉 (1件)
- 言葉教育出版 (1件)
- 画用紙言葉カード (1件)
- みんな言葉 (1件)
- 反対言葉 (1件)
- 月話し言葉 (1件)
- 大和言葉 (1件)
- 言葉遣い (1件)

閉じる

中国語 29

韓国・朝鮮語 16

英語 30

フィリピン語 23

ベトナム語 12

タイ語 14

インドネシア語 3

日本語 223

カンボジア語 1

**地域**

- 全国 30
- 茨城県 18

「かすたねっ」にキーワードサジェスト機能が新たに追加されて、キーワード検索がさらに使いやすくなりました!

文化審議会国語分科会  
日本語教育小委員会における  
審議内容について

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について

- テーマ：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の成果物に関する報告
- 趣旨：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等、日本語教育小委員会の成果物及び審議状況について報告する。

### ○説明者

#### 西原 鈴子（にしはら すずこ）

元東京女子大学教授  
独立行政法人国際交流基金日本語教育センター所長  
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査



### プロフィール：

専門：応用言語学，日本語教育学

略歴：アメリカ，インドネシア，オーストラリア，

日本で日本語教育に従事した後，昭和61年から国立国語研究所勤務。日本語教育センター第二研究室長，日本語教育指導普及部長を経て，平成10年から平成21年3月までは東京女子大学教授。平成13年から平成17年まで日本語教育学会長を務める。

文化審議会では，平成19年から国語分科会日本語教育小委員会主査を務めている。また，平成21年から平成23年まで文化審議会長を務める。

主著書：『Japanese I, II』（放送大学，共著）

『Cross-cultural Pragmatics and the Japanese Language』  
（自治体国際化協会他）

# 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員

(敬称略・五十音順)

◎：主査，○：副主査

いし 石伊井岩尾加金小迫  
い 井東上見崎藤田山田  
えり 恵理子  
すけ 祐洋子  
みや 宮明早智豊久  
あき 明早智豊久

東京女子大学教授  
国立大学法人東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長  
一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長  
公益社団法人国際日本語普及協会理事  
名古屋外国語大学教授  
インターカルト日本語学校代表  
学習院大学教授  
愛知県地域振興部国際監  
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所  
日本語教育研究・情報センター長  
国立大学法人東京学芸大学副学長・理事  
一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事  
独立行政法人国立国語研究所名誉所員  
元公益財団法人国際文化フォーラム業務執行理事  
独立行政法人国際交流基金日本語試験センター所長  
日本語教育研究者  
財団法人海外産業人材育成協会理事  
AOTS 事業部 AOTS 日本語教育センター長

さ 佐嶋杉中西西春  
とう 藤田戸野澤原原  
ぐん 郡和清佳良鈴憲  
えい 衛子樹子之子  
い 衛子樹子之子

## 指導力評価に関するワーキンググループ

(敬称略・五十音順)

○：座長

い 伊岩尾加金小迫  
とう 東見藤田戸原  
すけ 祐宮早智清鈴  
ろう 郎子苗子樹子

国立大学法人東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長  
公益社団法人国際日本語普及協会理事  
インターカルト日本語学校代表  
学習院大学教授  
独立行政法人国立国語研究所名誉所員  
日本語教育研究者

## 課題整理に関するワーキンググループ

(敬称略・五十音順)

○：座長

い 井岩尾小迫  
う え 上見崎藤田山田  
ひろし 洋子  
みや 宮明早智豊久  
あき 明早智豊久  
せい 清鈴  
じゅ 樹子

一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長  
公益社団法人国際日本語普及協会理事  
名古屋外国語大学教授  
愛知県地域振興部国際監  
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所  
日本語教育研究・情報センター長  
独立行政法人国立国語研究所名誉所員  
日本語教育研究者

## 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について [概要]

### 1 検討の背景

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の改善のため、平成22年5月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（以下「カリキュラム案」という。）に始まり、以下を順次計画的に取りまとめ。

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案  
活用のためのガイドブック（平成23年1月）
- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案  
教材例集（平成24年1月）
- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について  
（平成24年1月）

その最終段階として、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について検討。

### 2 指導力評価に関する検討の結果

#### 1 評価の目的

評価を通じて、能力の向上を図り、「生活者としての外国人」のニーズにより一層応えうる日本語教育の実現につなげる。

#### 2 評価の対象（何を評価するか）

カリキュラム案等を活用して、日本語教育プログラムの作成、実施、点検、改善（以下「日本語教育プログラムの実践」という。）をPDCAサイクルに基づいて行う能力。

#### 3 評価対象者（誰を評価するか）

（1）学習者に対する直接的な日本語の指導に携わる者と（2）行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの実践（直接的な日本語の指導を除く）に携わる者。

#### 4 評価者（誰が評価するか）

自己評価が基本。

#### 5 評価の方法

指導力評価に必要な項目の一覧から、自らの役割として必要な項目を選択して作成するチェックシートを用いて評価。

#### 6 評価で使用する資料

評価の参考として「指導力評価の手引き」を作成。

### 3 「指導力評価の手引き」の概要

#### 1 指導力評価について

日本語教育小委員会における検討経緯、カリキュラム案等の概要、指導力評価の考え方について説明。

#### 2 日本語指導力ポートフォリオについて

①指導力評価に必要な項目を一覧にした「指導力評価項目一覧」、②指導力評価項目一覧を基に、自らの役割として必要な項目を選択して作成する「指導力評価に関するチェックシート」、③日本語教育プログラムの実践に当たっての課題、目標、経過等について記録する「日本語教育プログラムの実践の記録」、④指導力の向上のために受講した研修について記録する「研修受講の記録」から構成。

#### 3 研修のプログラムの例について

指導力の向上のための研修のプログラムを例示。

## 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告） 【概要】

第12期文化審議会国語分科会は、平成24年4月の第1回総会で日本語教育小委員会を設置。同委員会は、5月に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し検討開始。

### 1 検討の背景

#### (1) 新たな段階を迎える日本語教育小委員会

- 日本語教育小委員会が「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(H22.5)、ガイドブック(H23.1)、教材例集(H24.1)、日本語能力評価について(H24.1)、日本語指導力評価について(H25.2)の計画的検討を終え、設置から5年が経過する節目に、基本的な考え方と主な論点を整理することは、日本語教育の推進に向けた今後の議論を進める上で極めて有用。

#### (2) 日本語教育をめぐる状況の変化への対応

- 我が国の外国人登録者は、この20年間で100万人から200万人に、国内の日本語学習者も6万人から13万人に倍増したが、経済危機や東日本大震災の影響等で前者は平成20年末をピークに3年連続で減少、後者も平成23年は前年と比べ4万人減少。
- 文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業が平成24年の財務省による予算執行調査の結果、全部又は一部の廃止・統合を含めた見直しを求められた。
- このような日本語教育をめぐる状況の変化に適切に対応しつつ、日本語教育の推進が求められている。

### 2 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について

#### (1) 日本語教育を推進する意義について

- 日本語教育を推進する意義としては、例えば「生活者としての外国人」に対する日本語教育を念頭に置くと、次のようなことが挙げられる。
  - ・ 外国人が生活上必要な日本語能力を身に付け、生活できるようにする。これは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等の趣旨に合致。
  - ・ 住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
  - ・ 地域住民が日本語教育に関わることを通じ、生きがいや自己実現につながる。ともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。
  - ・ 日本文化や日本への外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながる。
  - ・ 日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。
- 日本語教育は、外国人を支援するためはもとより、日本社会全体にとっても大きな意義を有し、今後、その多面的な意義について、日本語教育関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるよう努めていくことが重要。

#### (2) 日本語教育に関する国と自治体との役割分担について

- 日本語教育に関する国と自治体との役割分担については、平成21年1月に文化審議会国語分科会が取りまとめ。
  - ・ 国の役割は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法を指針として示すことなどを明示。
  - ・ 都道府県の役割は指針として国が示す標準的な内容・方法を参考に、実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整することなどを明示。
  - ・ 市町村の役割は都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施することなどを明示。
- 国、都道府県、市町村は役割分担を再確認の上、連携・協力しながら日本語教育を推進していくことが必要。

#### (3) 多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応について

- 日本語教育に関する取組は、様々な関係府省や関係機関・団体等が行っている。これをそれぞれの目的や分野の日本語教育がより効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担と捉え、必要な連携・協力を図り、その役割を十分に果たしていくことが重要。

### 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点について

#### (1) 日本語教育の推進体制について

##### 論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて

- どのような外国人を対象に、どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で、既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みでは不十分であり、それを克服するためにどのような内容を盛り込むのか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。

- ・ 多様な日本語教育を盛り込むとすれば、留学生政策、入国管理政策、就労政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっている日本語教育を横断的に対象とすることとなるが、可能か、また、適切か。
- ・ 外国人が抱える問題は生活全般にわたり、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは十分とは言えず、どう考えればよいか。
- ・ 我が国の将来像も念頭に、日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか。
- ・ 日本語教育推進上、幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう示すか。

## 論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

- 様々な関係府省や関係機関・団体等により行われる日本語教育が全体として効果的・効率的に推進されているかとの指摘は、日本語教育の多様性を考えれば、必要な役割分担であると捉え、連携・協力を図り、それぞれの役割を果たしていくことが大切。文化庁では、平成22年7月に関係府省からなる連絡会議を、平成24年1月には関係府省と関係機関・団体等からなる日本語教育推進会議を発足させ、意見交換等を実施。また、各種コンテンツの所在情報を横断的に検索・利用できるシステムを整備し、平成25年度から利用開始予定。こうした日本語教育に関する横断的な取組を通じて、全体として効果的・効率的に推進していくことが必要。

## (2) 日本語教育の内容及び方法について

### 論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

- 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価、国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」、豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また、国内は日本国際教育支援協会が、国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり、約30年の歴史を持ち、平成23年の受験者は61万人。
- 現行の取組では不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
  - ・ 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作ることは可能か、また、適切か。
  - ・ 新たな標準や基準を作るのがよいか、既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。

### 論点4 カリキュラム案等の活用について

- 文化庁のカリキュラム案等が地域の日本語教育推進上の「よりどころ」として活用されるよう周知を工夫するとともに、その効果を検証、改善し、再び提供するPDCAサイクルを構築していく方策の検討が必要。

## (3) 日本語教育に携わる人材について

### 論点5 日本語教育の資格について

- 日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり、約25年の歴史を持ち、平成23年度の受験者は5,732人。
- 文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか、平成24年度中には指導力評価について取りまとめる。
- 現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
  - ・ 新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
  - ・ 日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
  - ・ 新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
  - ・ 国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れに逆行し、民業圧迫とならないか。

### 論点6 日本語教員の養成・研修について

- 平成24年3月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは、特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。

- 大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上、平成12年3月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について（報告）」や、平成24年3月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は、参考として活用し得る。大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。
- また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。
- このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。

#### **論点7 日本語教育のボランティアについて**

- 地域の日本語教育でボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか、自治体の取組や成果はどうかなど、まず自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要。今後、文化庁の取組の効果も検証し、必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討が必要。

### **(4) 日本語教育に関する調査研究について**

#### **論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について**

- 日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で、調査研究は重要。今後、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、日本語教育学会、大学等の協力を得て、政策的に必要な調査研究の実施が必要。

### **(5) その他**

#### **論点9 総合的な視点からの検討について**

- 日本語教育は多様であり、日本語教育の推進方策等について議論する際には、どのような日本語教育を想定するか明確にすることが必要。  
また、外国人が抱える問題は日本語能力の問題にとどまらず、他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。  
さらに、外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるかは、避けて通れない重要な問題。以上のことから、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要であり、社会全体で考えるべき。
- なお、平成24年5月に外国人労働者問題担当大臣を議長、関係府省の副大臣級を構成員とする「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され、8月に中間的な整理を行い、外国人の受入れの在り方については、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要があるとして、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要である旨明記。  
今後、検討会議の議論にも留意し、日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに、必要な調査研究や国民に対する情報発信・PRを行っていくことが重要。

#### **論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について**

- 日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け、キャリアを形成していくかは大きな問題。今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要。

#### **論点11 国外における日本語教育について**

- 国外の日本語学習者は、平成21年で365万人を超え、日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等への積極的な日本語教育の展開が期待される。平成24年7月の「日本再生戦略」の閣議決定では世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のためにも、日本語・日本文化等、日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する旨明記。今後とも関係府省等が連携・協力し、国外における日本語教育の一層の充実が必要。

### **4 おわりに**

- 今後、この報告を「検討材料」として、必要に応じて詳細な調査、ヒアリング、意見募集等も実施し、関係府省や関係機関・団体等の議論なども見据え、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討。

# 事例報告資料

## ○田中 隆博（たなか たかひろ）

大阪府教育委員会事務局 市町村教育室  
地域教育振興課 主任社会教育主事

昭和 60 年に大学を卒業し、大阪府立大塚高等学校に赴任。教科は国語。女子ソフトボール部顧問。平成 7 年に府立八尾北高等学校に転勤。中国帰国生徒等外国人生徒を含むクラスを担当。人権教育を担当。生徒と社会をつなぐキャリア教育にも取り組む。平成 22 年に大阪府教育委員会高等学校課に異動。翌 23 年に地域教育振興課に異動し、識字・日本語学習を主に担当。今年度、念願の社会教育主事講習を受講した。

## ○西川 茂（にしかわ しげる）

岡山県総社市 市民環境部 人権・まちづくり課  
課長補佐 兼 国際・交流推進係長

平成 21 年 4 月、市の組織の機構改革により新設された国際・交流推進係長として、ほぼゼロレベルからの多文化共生事業の基盤づくりに携わり、現在に至る。平成 22 年度からは、中国地方以西で初めて「外国人集住都市会議」に加入。また、同年から市を事業主体とした日本語教室を立ち上げる。先進地の事例を参考にしながら、地域の実情に即した行政と外国人住民の顔が見える関係作りを基本に多文化共生のまちづくりに取り組んでいる。

# 大阪府における識字・日本語学習推進の取組み

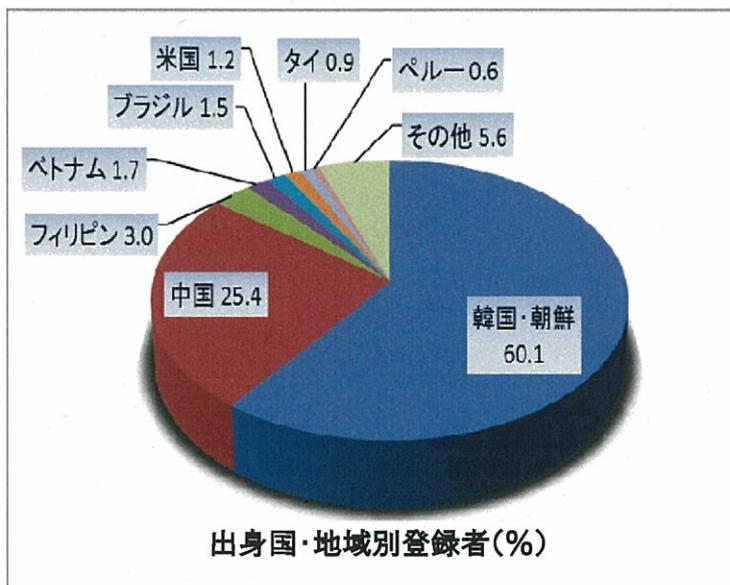
大阪府教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

田中 隆博

## 1 事業実施の背景

(1)大阪府の外国人登録者数(平成 23 年 12 月)

◆206,324 人(人口総数の 2.3%)



出身国・地域	登録者数(人)
韓国・朝鮮	124,167
中国	52,392
フィリピン	6,177
ベトナム	3,411
ブラジル	3,001
米国	2,575
タイ	1,888
ペルー	1,237
その他	11,476

[大阪府ホームページ 府民文化部]

(2)大阪府の識字・日本語教室(平成 21 年度調査より)

◆教室数 196 教室(調査回答教室)

教室の運営形態	全体	教室の位置づけ別		
		識字教室	日本語教室	識字・日本語教室
	196教室	24教室	91教室	81教室
行政が主催し、運営している	28.6%	58.3%	11.0%	39.5%
行政が主催し、民間団体などの協力を得ている	25.5%	25.0%	11.0%	42.0%
行政から委託されている	9.2%	4.2%	16.5%	2.5%
行政から補助金を受けている	8.2%	0%	16.5%	1.2%
民間団体が主催し、独自に運営している	19.4%	4.2%	33.0%	8.6%
その他	9.2%	8.3%	12.1%	6.2%

\*%は全体または教室位置づけ別(縦列)での運営形態の比率

◆学習者数 5,402 人（うち 86.1%が外国人学習者）

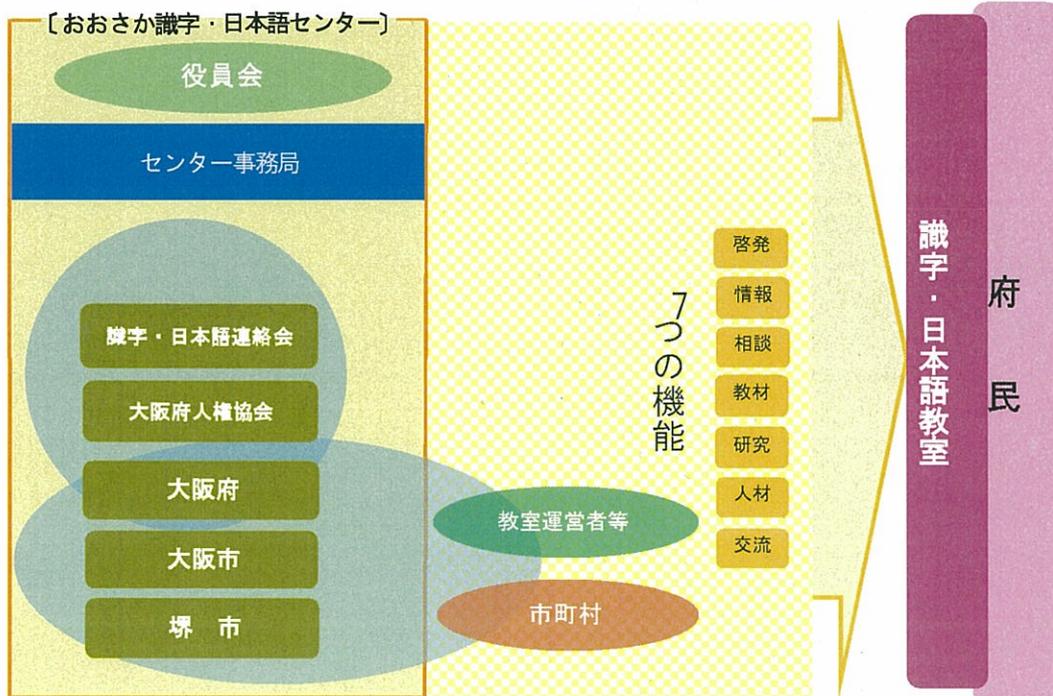
学習者合計	5,402 人	識字教室	日本語教室	識字・日本語教室
		296 人 (5.5%)	2,765 人 (51.2%)	2,341 人 (43.3%)
うち外国人学習者数	4,651 人	91 人	2,693 人	1,867 人

## 2 日本語教育事業実施の趣旨

(1)「大阪府識字施策推進指針(改訂版)」(平成 17 年 10 月)から

- ・文字の読み書きや計算などに苦しんでいる人々や新たに渡日して日本語会話などに不自由している定住外国人などに対して、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の情報を提供することにより、識字問題などの解決に向けた取組みを進めていく。
- ・「識字・日本語センター」は、大阪府や大阪市、識字に取り組む関係団体が、①啓発②情報の収集・提供③指導者養成④教材開発⑤調査・研究⑥交流⑦相談の七つの機能をそれぞれが持ち寄り、識字の取組みや方法を集積・提供・発信し、府内各地の識字・日本語学級の支援を行うなど中心的な機能を担っている。

(2)推進体制(平成 24 年度)



(3)「日本語学習活動活性化支援事業」(平成 22 年度～24 年度)

〈目的〉市町村や民間が運営する日本語学習教室に対して、研修の実施や教材開発、ネットワーク作りなど広域的な施策を通じて、読み書き会話が十分でなく社会参加ができずに困窮している外国人等の生活を支えるセーフティネットを構築する。

〔事業内容〕

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1)啓発                  | (4)教材の作成・提供         |
| ○広報、啓発資料の配布            | ○学習ニーズに応じた教材の開発     |
| (2)情報の収集・発信            | (5)調査研究とその成果の活用     |
| ○特色ある取組みや工夫した学習教材等     | ○市町村調査、教室調査         |
| ○活用できる人材情報や助成金等        | (6)人材の養成            |
| (3)相談活動                | ○学習支援者の養成やスキルアップ研修  |
| ○教室立ち上げ支援に関する相談        | (7)ネットワーク化の推進       |
| ○ボランティア人材と教室のマッチング等の相談 | ○市町村識字・日本語学習担当者連絡会議 |
|                        | ○関係機関や団体とのネットワークづくり |
|                        | ○ブロック別の取組みの実践交流     |

3 日本語学習活動活性化支援事業について

(1)ネットワーク化の推進

◆市町村識字・日本語学習担当者連絡会議

- 各市町村識字学習担当者及び日本語学習担当者 86 名が登録  
全体会議(4月)、活動報告会(3月)を開催
- 3つの専門部会の開催(すべての担当者がいずれかの部会に登録、各年間3回開催)
  - ・ネットワーク拡大部会…交流会の企画・運営、ネットワークづくり等
  - ・研修部会 …支援者養成研修の企画・運営、研修の情報収集等
  - ・情報収集・発信部会…各地域の情報集約、情報発信システムの構築等
- 各ブロック別活動(府域7ブロックと大阪市でブロックの課題や状況に合わせて活動)  
ブロック担当者連絡会議

◆コーディネーター連絡会議

対象 地域の識字・日本語教室運営者(コーディネーター)

内容 地域の識字・日本語教室のネットワークづくりの方策をはじめ、学習支援者養成のあり方、教室運営の手法、教材開発の方法、ネットワークづくりの方策等について協議

◆おおさか識字・日本語センター事務担当者会議

おおさか識字・日本語センターを協働して運営する5つの組織の事務担当者による連絡・調整・企画会議

(2)主な取組み

◆よみかきこうりゅうかい

対象 識字・日本語教室の学習者・支援者、中学校夜間学級(7市11校)の生徒・教員、府・市町村担当者等(平成24年度は約450名が参加)

内容 全体会(識字・日本語教室活動紹介、リレートーク)分科会(7分科会)、学びへの思いポスター掲示等



◆ブロック交流会

府域7つのブロックと大阪市でそれぞれに開催  
各ブロック交流会実行委員会が企画・運営

内容 教室活動紹介、交流活動  
支援者向け研修、実践報告、協議など



◆支援者養成研修

・ビギナー研修

平成22年度から順次4つのブロックで開催  
(合計約150名が受講)

・教室見学会

平成24年度にビギナー研修受講者が参加

・ブラッシュアップ研修

平成23、24年度に実施(合計約60名が受講)

・学生のボランティア体験

平成24年度に実施、大学・短大生対象、研修及び教室ボランティア体験実施



◆教材の作成

- ・外国人学習者の日常生活、就労等に関わる内容で、支援者との対話によって学ぶ教材
  - ・既成日本語教材の活用ガイド
- ＊府内識字・日本語教室に配付またはホームページ掲載

## 4 成果と課題

---

### (1) 成果

#### ①地域の識字・日本語学習環境の充実

- ・新たな教室立ち上げ(平成 22、23 年度で約15教室)、学習支援者の増加(約 500 人)
- ・教材の作成、提供

#### ②学習者、学習支援者の交流促進

- ・ブロック交流会の充実(平成 22 年度から新たに 2 ブロックで開催)

#### ③連携協働システムの構築

- ・市町村担当者の連携充実(部会等の充実)

専門部会:府域の課題共有、課題解決に向けた具体的取組みを検討

ブロック別活動:近隣市町村間で課題の共有、協働のあり方を検討

### (2) 課題

各教室、各市町村がそれぞれに次のような課題を抱えており、広域的な支援が必要

#### 〔課題〕

- ・人材の養成

教室の理念を理解して活動できる学習支援者養成のむずかしさ

- ・学びの場の確保

公的施設の活用が難しくなっている

- ・教材の確保

多様な学習者への個別の教材が必要

- ・生活面の不安や問題への対応

相談、連携先などの情報不足

## 5 今後の方向性(検討課題)

---

### ◇教室運営者への支援

- ・教室運営者同士の市町村を越えたネットワークづくり  
コーディネーター連絡会議の定期開催
- ・教室運営者と行政とのつながりの強化  
市町村担当者連絡会議への教室運営者の参加
- ・学習支援者のスキルアップ支援  
スキルアップ講座の継続開催

### ◇ブロック単位での協働や課題解決の促進

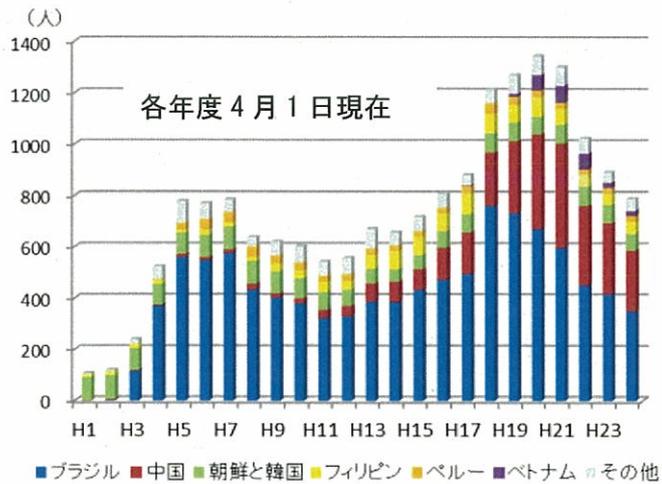
- ・各市町村、各教室のノウハウや資源の交流、共有  
ブロック交流会等の充実
- ・市町村や教室独自で開催している支援者養成研修の共同開催  
ブロック単位の人材養成システムづくり
- ・「基礎レベルの日本語教室」の共同開催  
日本語学習を必要としている人へのきめ細かな情報伝達の工夫

# 総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業の取り組み

岡山県総社市役所 市民環境部 人権・まちづくり課  
課長補佐 兼 国際・交流推進係長  
西川 茂

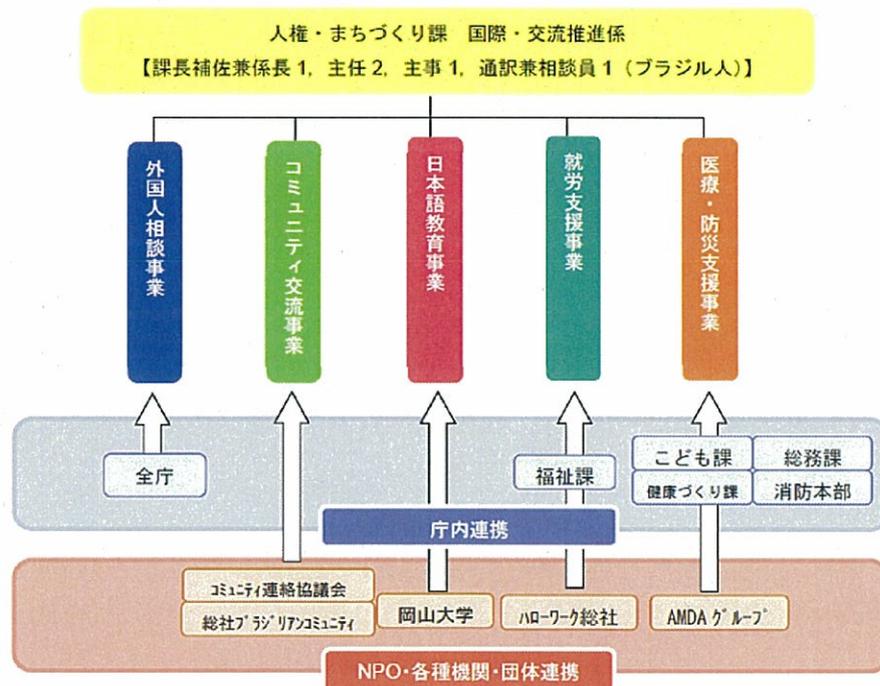
## 1 日本語教育事業実施の背景

### (1) 外国人の状況

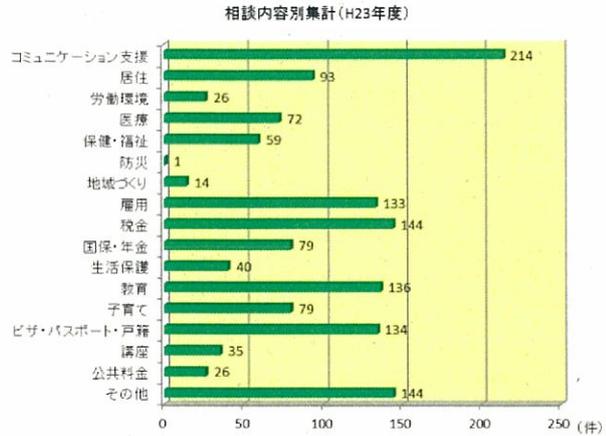


■外国人登録者数：787人（H24.4.1現在）。総人口（67,580人）比率1.16%。ブラジル、ペルーなどの南米系日系人が多く、その多くが定住者・永住者。

### (2) 多文化共生事業の推進体制



### (3) 外国人相談事業



■外国人の相談内容のデータ分析と外国人との顔が見える関係づくりを通じ、外国人に必要な施策を検討し実施する。

## 2 日本語教育事業実施の趣旨

(1) 事業名称：総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業

(文化庁 平成 24 年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業)

(2) 事業の目的：

地域に暮らす外国人住民が、日本人住民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら、地域に密着した生活情報を得ることのできる場を設けるとともに、言葉の壁によって地域社会と孤立しがちな外国人住民の生活を、隣人としてサポートする地域の人材を育成し、外国人住民が地域社会の一員として積極的に参加できるよう「地域全体が支える多文化共生のまちづくり」を目指す。

(3) 事業の概要：

文化審議会国語分科会「標準的なカリキュラム案」に基づき、「平成 24 年度総社市版「生活者としての外国人」に対する日本語教育カリキュラム」(30 単位)を策定。

①日本語教室の設置運営：「地域でつながる日本語教室」

毎週日曜日 9:30～11:30。全 30 回 (60 時間)。コミュニケーション重視の授業展開。

②日本語教育を行う人材の養成研修：「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」

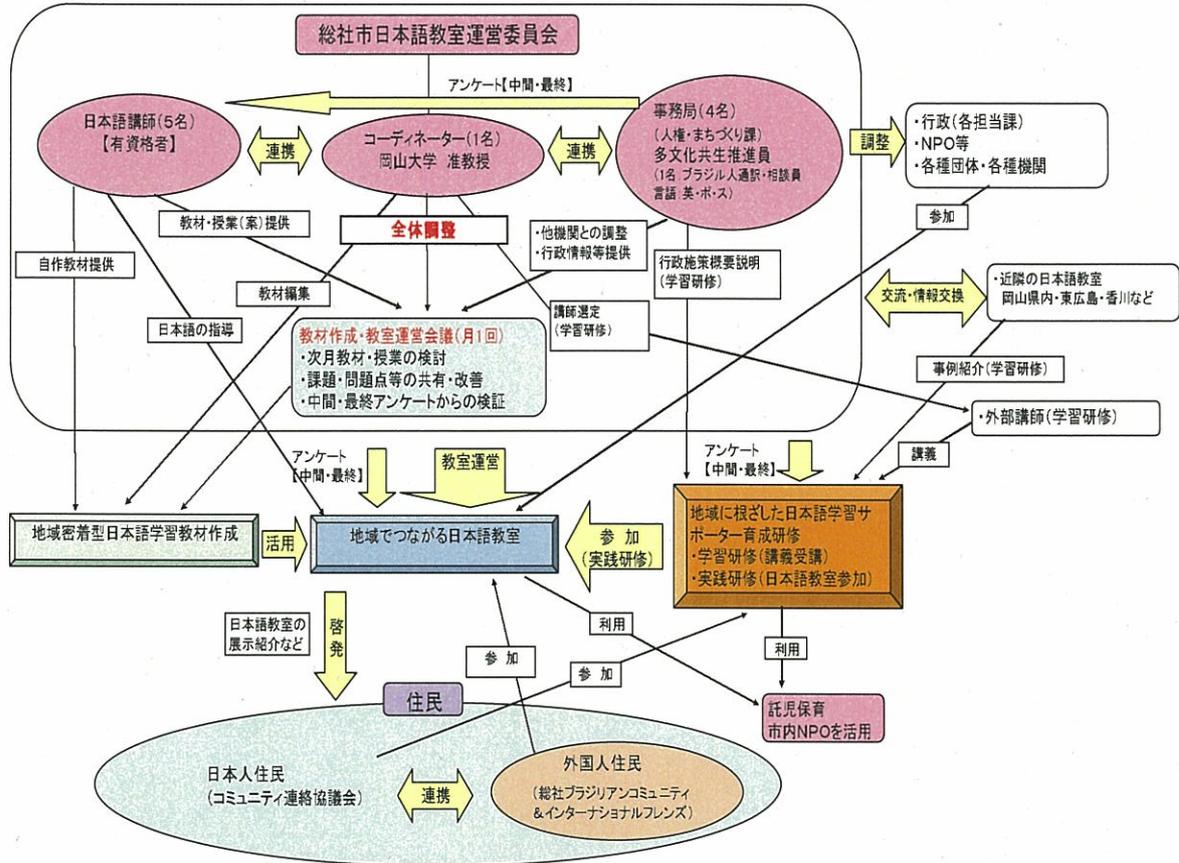
「日本語学習サポーター」として日本語教室に参加しながら学ぶ交流・実践型研修。

③日本語教育のための学習教材の作成：「地域密着型日本語学習教材作成」

地域社会で暮らすために必要な生活情報・行政情報の提供・周知。

### 3 日本語教育事業の実施体制と主な取り組み

## 総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業 関係図



#### (1) 日本語教育事業運営に関わる学術的調査研究

○総社市における南米系定住外国人の言語生活実態調査（平成 24 年 7 月報告書公刊）

本市日本語教育事業運営委員兼コーディネーターの岡山大学大学院社会文化科学研究科中東靖恵准教授との協働事業として実施。

→総社市日本語教育事業プログラム立案を行うための基礎的データ収集

#### (2) 地域でつながる日本語教室

①日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上

- ・実際の生活場面に即した実体験を伴う授業内容
- ・イベントやゲーム、日本人との交流を通じた活動

②地域に密着した生活情報の獲得

- ・総社市各担当部署、岡山県内のNPO、各種機関・団体との連携

③地域住民同士がつながる場の提供

④地域の外国人自立支援活動・多文化共生を推進するための基盤づくり

(3) 地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修

①外国人支援に関する基礎的知識の習得【学習研修】

②外国人受講者の日本語学習をサポートする実践的な方法の習得【実践研修】

③地域の外国人自立支援活動・多文化共生を推進するための基盤づくり

(4) 地域密着型日本語学習教材作成

①タイトル：総社市日本語教室編『地域でつながる日本語教室 2012』(A4:180 ページ予定)

②構成：【本編】平成 24 年度総社市版「生活者としての外国人」に対する日本語教育カリキュラムに基づき、学習シラバスを構成。

【ひらがな・カタカナ一覧表】ゼロ初級レベル用文字教材

【漢字練習シート】教授者オリジナルの「生活場面に即した漢字」の練習シート

【総社市日本語教室でのイベント】生活情報・行政情報の周知、ゲームやイベント

#### 4 成果と課題・改善点

(1) 地域でつながる日本語教室

①日本語教室の授業内容・教授方法

- ・日本語教育カリキュラム・シラバス
- ・1回完結型の授業形態

②日本語教室の運営・実施体制

- ・有資格者・教授者 5 人によるローテーション体制
- ・日本語学習サポーターの教室参加
- ・日本語教室における通訳

③日本語教室の受講者について

- ・受講者の日本語能力差
- ・受講者の参加率・継続率の向上
- ・受講者の多国籍化

(2) 地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修

①日本語学習サポーターのあり方

②日本語学習サポーターの位置づけと今後の方向性

③日本語学習サポーターの受け入れ体制

④日本語学習サポーターの参加率・継続率向上

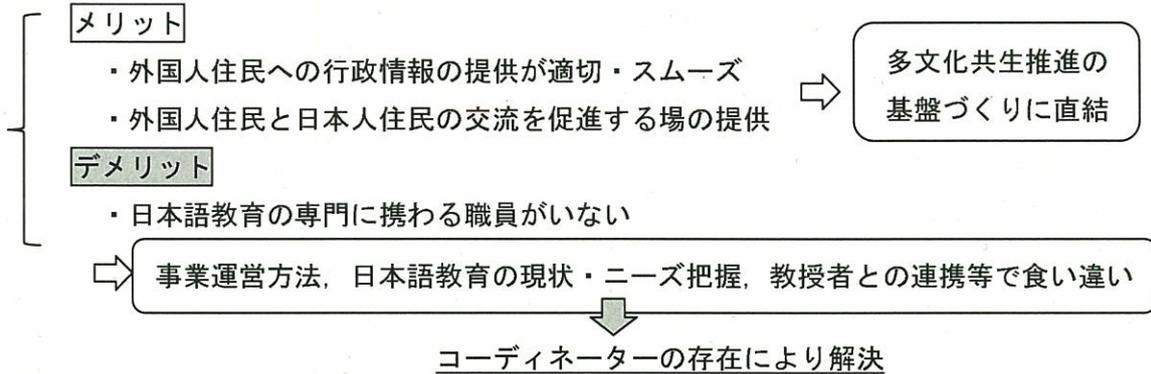
⑤日本語学習サポーター育成研修の周知・広報

(3) 地域密着型日本語学習教材作成事業

①教材の追加・改訂 →使用頻度の高い生活場面の教材追加・バリエーション増加

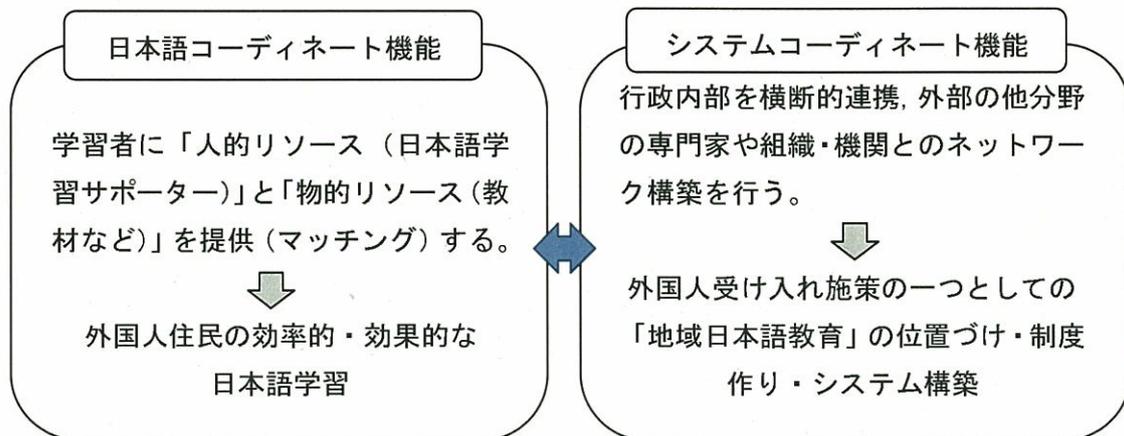
(4) コーディネーターの役割・位置づけ

①事業主体が行政であることのメリット・デメリット



②コーディネーターの役割

・事業主体, 日本語教授者, 外国人住民, 日本人住民をつなぐ「架け橋」的存在



5 今後の方向性

- 地域に暮らす外国人住民が継続的・自律的に日本語学習を行いながら, 日本人住民との相互交流を通じて, 地域住民同士がつながる場の提供。
- 日本語教室を「市民協働の場」として機能させる。
- 多文化共生への意識啓発・意識醸成を図りながら, 継続的に外国人住民の自立支援を担っていく人材の育成
- 外国人住民の自立と社会参加を支援する基盤システムとしての役割
- 近隣地域との相互連携の強化と有機的な人的交流・情報交換が行える地域間ネットワークの形成



多文化共生社会を実現できるまちづくりを可能にする  
国際交流と相互理解の中核的拠点へ

# 演習資料

## 演習 「地域における日本語教育の体制づくりに向けて」

○進行役

### 杉澤 経子 (すぎさわ みちこ)

東京外国語大学  
多言語・多文化教育研究センター  
プロジェクトコーディネーター (センター研究員)



### プロフィール

略 歴：1989年より自治体が設置した国際交流協会プログラムコーディネーター。地域日本語事業、国際交流・協力事業、国際理解推進事業、外国人相談事業などを統括。

2006年6月に現センターに着任。2010年度まで、「協働実践研究プログラム」、「多文化社会コーディネーター養成プログラム」を担当し日本における多文化化の問題の抽出と解決のための実践研究活動に携わる。また、社会連携事業統括として社会人向けの「多言語・多文化社会専門人材養成講座」を担当。

### 文化庁の地域日本語関連の職務：

- 1997～2000年 文化庁委嘱・日本語教育学会ネットワーク調査研究委員会委員
- 2001～2004年 文化庁地域日本語教育活動の充実方策に関する調査研究協力者
- 2007～ 文化庁委嘱「外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発」  
 (「生活者としての外国人」のための日本語教育事業) 調査研究  
 運営委員

### 主な著作：

- ・文化庁編『地域日本語学習支援の充実-共に育む地域社会の構築に向けて-』  
 (協同執筆), 2004, 文化庁文化庁国語課
- ・『やってみよう・参加型学習！-日本語教室のための4つの手法～理念と実践  
 (編著), 2005, スリーエーネットワーク
- ・「地域日本語教育分野におけるコーディネーターの専門性」『シリーズ多言語・  
 多文化協働実践研究15 地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーター  
 の役割と専門性』, 2012, 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター

ほか

2013.02.20

文化庁  
平成24年度都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

# 地域における日本語教育の 体制づくりに向けて（演習）

東京外国語大学  
多言語・多文化教育研究センター  
杉澤経子

## 今日の演習の流れ

- 1 政策の動向
- 2 日本の多文化化の問題
- 3 地域における日本語教育とは？
- 4 事例から学ぶ
  - (1) 事例報告
  - (2) グループワーク
  - (3) 全体共有
- 5 体制整備に向けての視点
  - (1) システムとして機能させる
  - (2) 日本語教室を機能させる
  - (3) 人材(コーディネーター)を配置する

# 1 政策の動向

## (1)「生活者としての外国人」に対する日本語教育

### 国の政策

- H18外国人労働者問題関係省庁連絡会議「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」提示
- H19 文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」開始
- H21 内閣府「定住外国人施策推進室」設置
- H21文化庁「国語分科会日本語小委員会[日本語教育の充実に向けた体制整備と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討]」発表

- 「生活者」とは、滞在形態、在留資格、及び日本人であるか外国人であるかのいかんにかかわらず、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての人を指す
- 「生活者としての外国人」とは、そういった側面を有する外国人を指す。したがって、「生活者としての外国人」には、日系南米人や日本人の配偶者のほか、留学生・就学生、研修生、ビジネス関係者等も含まれる。
- 「『生活者としての外国人』に対する日本語教育」とは、前述の「生活者としての外国人」が、その「生活」のために必要な日本語能力を身に付けるために行われる教育のことを指している。

「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」(H21.01.08)より抜粋

## (2) 外国人住民に対するコミュニケーション支援

### 自治体の政策

- H18総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定の要請。外国人住民に対する「コミュニケーション支援」としての日本語および日本社会に関する学習支援
- 住民基本台帳法の改正（H24年7月9日施行）  
第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、・・・

### 課題

#### ○ 「外国人」をどう捉えるか？

- 国籍、帰化
- 言語・文化・習慣
- 価値観・考え方
- 容姿・見た目
- etc.....

「外国人」と括ることの危うさ

#### ○ 自治体政策の中にどう位置づけられるか？

### (3) 自治体における多文化共生政策と日本語教育

- 総務省「地域における多文化共生推進プラン」(2006)

「地域における多文化共生」の定義

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

「多文化共生条例」2007年(宮城県、静岡県)

多文化共生推進指針・プラン(全国多数の自治体)



日本語事業の位置づけ

- 単に多様な文化が並存しているという静的な状況で捉えるのではなく、複数の文化にまたがって生きる人々が共に暮らす社会において、「文化間・民族間の対立もしくは共存関係は、『人の間』に文化的同化・文化的融合・文化的並存・文化的創造といった動的、力学的な関係が多面性をもって存在している」と、人と人の関係性の中で捉えるべきである(山西2011)。



理念→地域日本語教育の活動内容



地域日本語教育の対象は住民全体



自治体が行う意義:「多文化共生の地域づくり」

## 2 日本の多文化化の問題

### (1) 多文化化の背景

■人口移動が増加する主な要因(世界人口白書2006)

●移民労働者(海外で自国より恵まれた経済的機会を求める人々)に対する需要

●その大半を占めているのは、仕事、家族の呼び寄せ、または結婚を目的とする移住

■国際結婚の増加(厚生労働省2006)

●出生児の30人に1人は、親の一人は外国籍

●国内で結婚した15組に1組が外国籍を持つ者との婚姻

■外国につながる子どもたちの増加

### (2) 外国人住民の不便・不満、困りごと

位	新宿区	港区	板橋区	足立区	練馬区
1	物価が高い	<b>日本語</b>	仕事さがし	<b>ことば</b>	物価が高い
2	<b>ことば</b>	生活費	日本人からの <b>偏見・差別</b>	友人が少ない	<b>ことば</b>
3	住居	公的問題の問合せ 先がわからない	物価が高い	仕事	選挙権がない
4	友人が少ない	病院・医療	<b>日本語</b>	物価が高い	友人が少ない
5	日本人からの <b>偏見・差別</b>	日本・他国籍の人 とのコミュニケーション (差別選択項目無)	老後の生活	日本人からの <b>偏見・差別</b>	仕事 6位日本人からの <b>偏見・差別</b>

- 新宿区 多文化共生実態調査(H19年10月)
- 港区 外国人意識調査(H20年9月)
- 板橋区 多文化共生実態調査(H21年5月)
- 足立区 多文化共生実態調査(H21年6月)
- 練馬区 外国籍住民意識意向調査(H21年10月)

社会とのつながりは？



外国人の孤立化

# ○日本人が災害時に外国人と避難する上で心配なこと

新宿区 多文化共生実態調査(H19年10月)より

順位	心配なこと	%
1	日本語が通じない	33.9
2	一緒に協力して行動できるかわからない	18.6
3	緊急事態での、相手の反応がどのようなものかわからない	17.2
4	不安はない	13.3
5	漠然とした不安	12.3
6	その他	2.2
	無回答	2.4

## (3) 多言語・多文化化による問題群

- ①制度上の問題  
在留資格、福祉、教育 etc..
  - ②言葉・文化・慣習の差異  
住居、学校、就職 etc..
  - ③ホスト住民の無意識下の排他意識  
アパート入居拒否 etc..  
↓
- \* アイデンティティの問題も

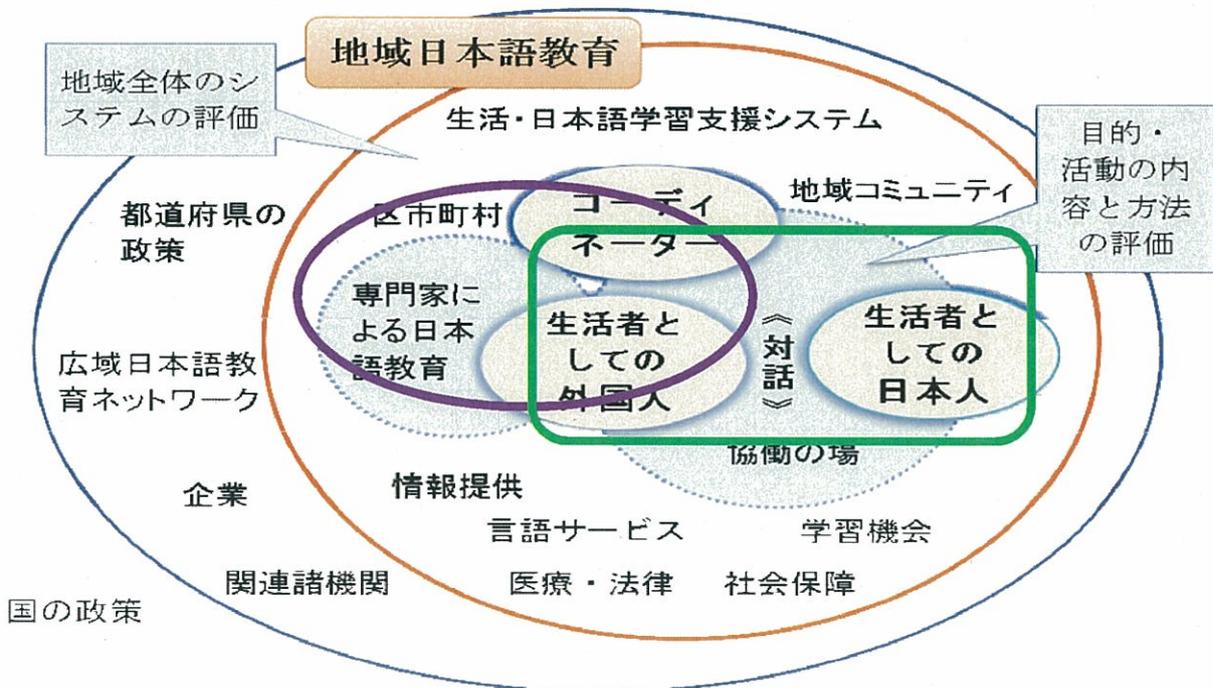
### 3 地域における日本語教育とは？

○地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である（国語分科会日本語教育小委員会）

○地域日本語教育は、「日本語を教える／学ぶための教室」の範囲を超え、全ての人によりよく生きる社会の実現のために、それを妨げる問題を問い、日本語コミュニケーションの側面からの働きかけによって **多文化共生の地域社会形成を目指す活動や制度、ネットワークの総体**として捉える必要がある（日本語教育学会2008）

○多文化共生社会の実現を目的とする市民参加による地域の日本語教育活動およびそのシステム（杉澤2012）

「多文化共生社会形成のための日本語教育システム」(日本語教育学会2008)





## 4 事例から学ぶ

(1) 事例報告

(2) グループワーク

- ・体制整備に向けて参考になった点
- ・課題と思われる点

(3) 全体共有



## 5 体制整備に向けての視点

○自治体施策としての位置づけ

→事業の目的の明確化

○地域課題の把握

→問題解決のための事業として企画・運営

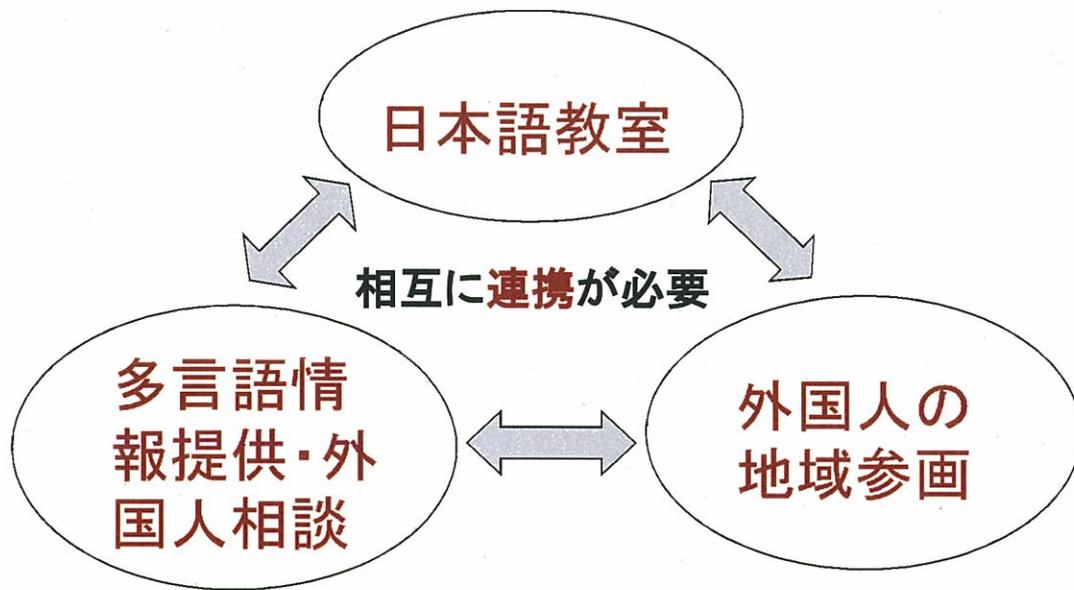
(1) システムとして機能させる

(2) 日本語教室を機能させる

(3) 人材(コーディネーター)を配置する

(1) システムとして機能させる

○ 事業間の連携



支援だけでなく、双方向性の活動の視点が重要

○ 連携・協働の推進

- 多(他)分野の組織・専門家とどう連携するか
- 市民ボランティアとどう連携・協働するか



相互理解、ネットワークのための活動・事業・仕組み

(そのために文化庁の生活者事業をどう活用できるか)



## (2) 日本語教室を機能させる

### ○場の機能

(日本語教育学会2008)

- 日本社会で生活するための(日本語)学習の場としての機能
- 自分が自分として認められる「居場所」としての機能
- よりよい生活を確保するために必要な情報が入手できる  
情報提供機能
- 異文化理解の場としての機能
- 問題解決の場としての機能
- 社会参加を実現していく地域への入り口としての機能



## 地域日本語教室の居場所機能とは

- 居場所
- 情報提供
- 異文化理解
- 問題解決
- 地域参加

この4つが機能することによって  
「居場所」と感じられるようになる

\*「居場所」とは？

- ・人が生活していく上で必要な場
- ・物理的な場所とそこで人や社会とつながり安心した心理状態を含んだもの

## ○日本語教室活動を居場所の観点からふりかえる 「多文化社会型居場所づくり尺度」の研究から

### 居場所感を構成する5つの因子

- 役割(安心感)
- 被受容(安心感)
- 社会参加(参加感)
- 交流(つながり感)
- 配慮(つながり感)

この5つが高いと  
居場所感が高くなる

\* 地域日本語教室における「社会参加」の定義:

地域日本語教室の学習活動やイベントに参加し、日本語教室から地域の活動に参加していくプロセスをいう。

## ○問題の分析と把握、改善策の検討

- アンケートから見えてきたものは何か
- 良かった点についての原因は何か
- 悪かった点についての原因は何か
- 改善すべき点は何か
- 具体的にどのような活動(事業)が必要か?

### (3) 人材(コーディネーター)を配置する (自治体事業の担当者として)

#### コーディネーターの業務

- 日本語教育事業の企画・運営
- 地域によって異なる問題の解決
- 市民参加の仕組みづくり
- 相互学習プログラムづくり

#### コーディネーターの役割・機能

- 市民意識の醸成と参加の促進
- 対話をベースにした協働活動の推進
- 多様な人・機関・団体との連携やネットワークの推進

### 【参考文献】

- 石塚昌保, 2011, 「協働型居場所づくり尺度の開発—地域日本語教室の調査から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究13 共生社会に向けた協働の地域づくり』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター。
- 杉澤経子, 2012, 「地域日本語教育分野におけるコーディネーターの専門性」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究15 地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- 山西優二, 2011, 「多文化共生に向けての居場所とは」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究13 共生社会に向けた協働の地域づくり』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター。
- 文化審議会, 2009, 「国語分科会日本語教育小委員会における審議について(案)日本語教育の充実に向けた体制整備と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討」  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo\\_16/pdf/shiryo\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_16/pdf/shiryo_2.pdf)
- 日本語教育学会, 2008, 『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発—報告書—』, 社団法人日本語教育学会

学習支援者であるあなたに、あなたの参加している地域日本語教室についてお聞きします。

以下の質問について、当てはまる回答の数字を丸で囲んでください。(28の質問があります)

- 1:全く当てはまらない(0-20%)、2:あまり当てはまらない(20-40%)、3:どちらとも(40-60%)、  
4:ほぼ当てはまる(60-80%)、5:とても当てはまる(80-100%)

例: 朝はだいたい気分がいい	1	2	3	4	5
1. やりたいことができる	1	2	3	4	5
2. 自分は理解されている	1	2	3	4	5
3. いきいきできる	1	2	3	4	5
4. 自分は役に立っている	1	2	3	4	5
5. 自分は差別されている	1	2	3	4	5
6. 自分は教室のために何かできる	1	2	3	4	5
7. 教室の活動に満足している	1	2	3	4	5
8. 自分はひとりぼっちだ	1	2	3	4	5
9. 自分は認められている	1	2	3	4	5
10. 楽しい	1	2	3	4	5
11. 自分を表現できる	1	2	3	4	5
12. 教室の人はやりたいことをやらせてくれる	1	2	3	4	5
13. 教室の人はプライベートな話を聞いてくれる	1	2	3	4	5
14. 教室の人は自分を無視する	1	2	3	4	5
15. 教室の人は自分を必要としている	1	2	3	4	5
16. 教室の人は自分のすることを認めてくれる	1	2	3	4	5
17. 教室の人は冷たい	1	2	3	4	5
18. 教室の人は自分を信用してくれる	1	2	3	4	5
19. 教室の人は友達になってくれる	1	2	3	4	5
20. 教室の人は困ったとき相談にのってくれる	1	2	3	4	5
21. 教室の人は優しい	1	2	3	4	5
22. 教室の仲間と食事に行ける	1	2	3	4	5
23. 教室では必要な情報が手に入る	1	2	3	4	5
24. 教室では地域の知り合いが増える	1	2	3	4	5
25. 教室に家族や友人を連れてくることができる	1	2	3	4	5
26. 教室の運営に協力することができる	1	2	3	4	5
27. 教室のイベントなどに参加する	1	2	3	4	5
28. 教室ではアイデアを出すことができる	1	2	3	4	5

計算方法

因子① 役割 (安心感)

6	
9	
12	
15	
16	
18	
26	
28	
合計	

範囲: 8~40点  
平均 28.96点

因子② 被受容 (安心感)

1	
2	
3	
4	
7	
10	
11	
合計	

範囲: 7~35点  
平均 27.45点

因子③ 社会参加 (参加感)

22	
23	
24	
25	
27	
合計	

範囲: 5~25点  
平均 17.37点

因子④ 交流 (つながり感)

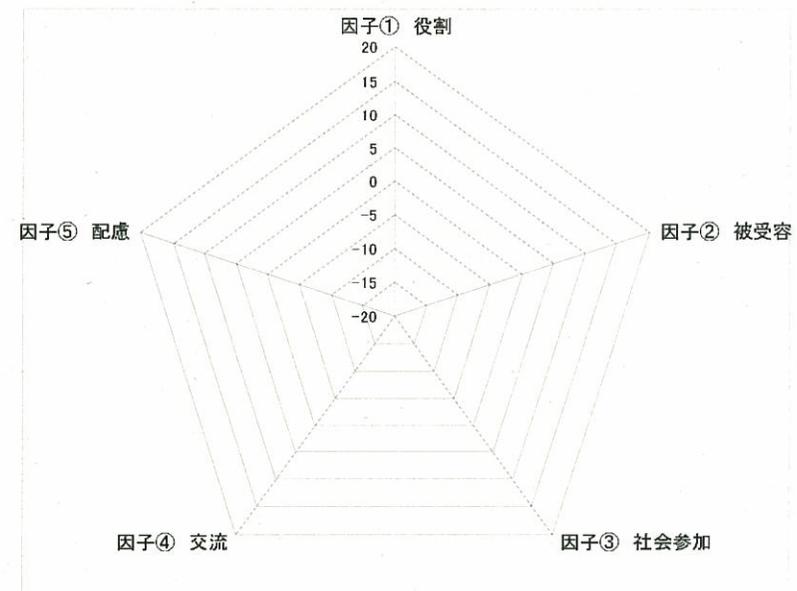
13	
19	
20	
21	
合計	

範囲: 4~20点  
平均 15.81点

因子⑤ 配慮 (つながり感、逆転項目: 1→5...へ変換)

5	
8	
14	
17	
合計	

範囲: 4~20点  
平均 18.2点



因子①役割		因子②被受容		因子③社会参加		因子④交流		因子⑤配慮	
合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点
18点以下	-20	18点以下	-20	9点以下	-20				
19-22点	-15	19-20点	-15	10-11点	-15	11点以下	-20	13点以下	-20
23-25点	-10	21-23点	-10	12-13点	-10	12	-15	14	-15
26	-6	24	-6	14	-6	13	-10	15	-11
27	-4	26	-4	15	-4	14	-8	16	-7
28	-2	27	-2	16	-2	15	-4	17	-3
29	0	28	0	17	0	16	0	18	0
30	2	29	2	18	2	17	4	19	3
31	4	30	4	19	4	18	8	20点	7
32	6	31	6	20	6	19	10		
33-35点	10	32-34点	10	21-22点	10	20点	15		
36-38点	15	35点	15	23-24点	15				
39点以上	20	36点以上	20	25点	20				

#### <評価点算出手順>

- ① 因子⑤「配慮」の合計得点を換算する上で、アンケートの1→5点、2→4点、3→3点、4→2点、5→1点と変換してから合算する。
- ② 各因子の合計得点を算出したら、上記の表にしたがって、各因子左側の合計得点に対応する評価点を求める。
- ③ 評価点を求めたら、五角形の各因子に評価点をプロットする。
- ④ グラフの凸凹を鑑賞しながら、自分の活動を振り返る。この得点はあくまで目安であることを再確認する。

因子①役割		因子②被受容		因子③社会参加		因子④交流		因子⑤配慮	
合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点	合計得点	評価点
18点以下	-20	18点以下	-20	9点以下	-20				
19-22点	-15	19-20点	-15	10-11点	-15	11点以下	-20	13点以下	-20
23-25点	-10	21-23点	-10	12-13点	-10	12	-15	14	-15
26	-6	24	-6	14	-6	13	-10	15	-11
27	-4	26	-4	15	-4	14	-8	16	-7
28	-2	27	-2	16	-2	15	-4	17	-3
29	0	28	0	17	0	16	0	18	0
30	2	29	2	18	2	17	4	19	3
31	4	30	4	19	4	18	8	20点	7
32	6	31	6	20	6	19	10		
33-35点	10	32-34点	10	21-22点	10	20点	15		
36-38点	15	35点	15	23-24点	15				
39点以上	20	36点以上	20	25点	20				

<評価点算出手順>

- ① 因子⑤「配慮」の合計得点を換算する上で、アンケートの1→5点、2→4点、3→3点、4→2点、5→1点と変換してから合算する。
- ② 各因子の合計得点を算出したら、上記の表にしたがって、各因子左側の合計得点に対応する評価点を求める。
- ③ 評価点を求めたら、五角形の各因子に評価点をプロットする。
- ④ グラフの凸凹を鑑賞しながら、自分の活動を振り返る。この得点はあくまで目安であることを再確認する。

# 文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等をホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) で公開していますので、是非御覧ください。

## ●文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 (一般傍聴が可能です)

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo.html)

## ●「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html)

上記、URLから平成25年度の事業概要・募集案内などを御覧頂けます。

### <取組の報告>

各地の取組の報告を掲載しています。また、平成24年度は取組において作成された日本語学習教材(音声・映像教材を含む)も公開する予定です。

## ●地域日本語教育コーディネーター研修

地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。

## ●文化庁月報 [http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou\\_geppou/2013\\_02/index.html](http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2013_02/index.html)

文化庁では各課の取組やイベント情報などのお知らせを毎月5日にWEBサイトにて公開しています。本年度は日本語教育をテーマにした記事を掲載する予定です。御期待ください。

## ●講演・説明について

文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

### <文化庁文化部国語課>

03-5253-4111 (内線2644) / 03-6734-2849 [夜間直通]

担当：山下，増田